令和７年第４回
千早赤阪村議会定例会会議録

開会　令和７年１２月　４日
閉会　令和７年１２月１９日

千早赤阪村議会

令和７年第４回千早赤阪村議会定例会（第１号）

１．　招集年月日

令和７年１２月４日

２．　招集の場所

千早赤阪村役場　議事堂

３．　出席議員

１番	田　村　　陽	５番	畑　　智恵美
２番	井　上　浩　一	６番	尾　崎　充　宏
３番	中　野　智　子	７番	建　石　和　則
４番	南　本　　斎		

４．　欠席議員

な　　し

５．　署名議員

２番	井　上　浩　一	３番	中　野　智　子

６．　地方自治法第１２１条により、説明のため出席した者の職氏名

村　　長	菊　井　佳　宏	総務部長	池　西　昌　夫
副　村　長	西　井　秀　孝	民生部長	中　野　光　二
教　育　長	大　門　和　喜	産業建設部長	下休場　健　司
地域活性化推進担当部長	日　谷　順　彦	教育委員会事務局理事	森　田　洋　文

７．　職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	柏　原　美　佳	議会事務局主査	土　井　達　也

８．　議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第　５　議案第６１号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第　６　議案第６２号　千早赤阪村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

日程第　７　議案第６３号　千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正について

日程第　８　議案第６４号　令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第６号）

日程第　９　議案第６５号　令和７年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

日程第１０　議案第６６号　令和７年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第１１　議案第６７号　令和７年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第１２　議案第６８号　千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更について

午前１０時００分　開会

○田村議長　皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名です。定足数に達していますので、令和７年第４回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず始めに、菊井村長から挨拶の発言を求められておりますので、これを許可します。

菊井村長。

○菊井村長　おはようございます。

令和７年第４回千早赤阪村議会の開会に際しまして、田村議長のお許しをいただき、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、師走に入り、公私何かとご多用の中、本日の１２月定例会にご参集を賜り、誠にありがとうございます。平素から議会運営にご尽力をいただき、また村政運営にご支援とご協力を賜ってますことを心よりお礼申し上げます。

さて、現在国では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の予算規模を２兆円拡充する補正予算案が閣議決定され、今後国会で審議される予定であるため、その動向を注視しながら現在庁内で議論を行っております。国からは可能な限り年内での予算化を検討するよう求められており、今議会にお示しをしてまいる予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案します議案につきましては、諮問が１件、人事案件が１件、条例改正が２件、各会計の補正予算が４件、その他が１件、合計９件でございます。議員各位におかれましては、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○田村議長　次に、１１月２７日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

建石議会運営委員会委員長。

○建石議会運営委員長　それでは、１１月２７日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会の提出予定議案の審議方法等を審査しましたので報告いたします。

本日の付議案件は議事日程（第１号）のとおりです。村長からの提出予定議案は諮問第１号から議案第６８号までの９議案で、審議方法については、諮問第１号、議案第６１号は本会議、議案第６２号から議案第６８号までの７議案は所管の常任委員会に付託することに決しています。

また、１２月５日午前１０時より、議事日程（第２号）のとおり一般質問を行います。６名が通告しています。

なお、今期定例会の会期は、本日１２月４日から１２月１９日までの１６日間と決して

いますので、併せてご報告いたします。

以上です。

○田村議長　ありがとうございました。

これより本日の日程に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○田村議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、２番井上議員、３番中野議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○田村議長　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日１２月４日から１２月１９日までの１６日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日１２月４日から１２月１９日までの１６日間と決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○田村議長　日程第３、諸般の報告を議題とします。

３件の報告があります。

始めに、１１月１０日に開催されました令和７年第３回大阪南消防組合議会定例会についての報告を求めます。

南本議員。

○南本議員　それでは、令和７年第３回大阪南消防組合議会定例会についてご報告を申し上げます。

去る１１月１０日月曜日午前１０時より、大阪南消防組合４階屋内訓練場において令和７年第３回大阪南消防組合議会定例会が開催されましたので、概要をご報告させていただきます。

本定例会では、報告案件１件、人事案件１件、条例改正３件、予算案件１件、決算認定１件の計７案件が審議されました。

まず、日程第１、議会運営委員会委員長報告については、１０月２１日及び当日９時３０分に開催されました委員会の協議結果について、藤井寺市選出の片山敬子委員長より報告がありました。

日程第２、会議録署名議員の指名については、１５番奥山渉議員、１６番阪本菜津代議員が指名されました。

日程第３、会期の決定については、会期を１日間と決定されました。

日程第４、議長の辞職許可については、辰巳真司議員から辞職願が提出され、許可されました。

日程第５、選挙第２号議長の選挙については、指名推選の方法により河内長野市選出の峯満寿人議員が満場一致で当選されました。

日程第６、副議長の辞職許可については、三島克則議員からの辞職願が提出され、許可されました。

日程第７、選挙第３号副議長の選挙については、柏原市選出の中村保治議員が満場一致で当選されました。

日程第８、選任第１号議会運営委員会委員の選任については、議長指名により８名の委員が選出され、休憩中の会議で正副委員長が互選され、委員長に髙田伸也議員、副委員長に西田いく子議員が選出されました。

日程第９、報告第９号専決処分報告（損害賠償の額の決定について）、救急活動、消防活動中の物損事故等５件について報告がありました。いずれも消防業務賠償責任保険により全額補填される旨が報告されました。

日程第１０、議案第１５号大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、片山敬子議員が選任され、全会一致で同意されました。

日程第１１、議案第１６号大阪南消防組合火災予防条例の一部改正については、林野火災の予防を目的とした改正で、地域の実情に即した注意喚起体制の強化を図るものです。太子町選出の西田いく子議員から質疑があり、原案のとおり可決されました。

日程第１２、議案第１７号大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例及び勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正については、国の制度改正に伴い仕事と育児の両立支援を目的とする内容で、原案のとおり可決されました。

日程第１３、議案第１８号大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正については、功労者表彰の対象及び条件を明文化し対象の明確化を図るもので、原案どおり可決されました。

日程第１４、議案第１９号令和７年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第１号）については、資機材搬送車の納期遅延による繰越明許に関するもので、西田いく子議員から質疑の後、原案のとおり可決されました。

日程第１５、認定第１号令和６年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

は、会計管理者からの決算説明の後、監査委員から適正との報告があり、西田いく子議員から質疑の後、原案のとおり認定されました。

日程第１６、一般質問では、西田いく子議員から大阪南消防組合の運用が地域住民にとってよりよいものになっているのか、また富田林市選出、西川宏議員から組合議会議員への情報提供に対する大阪南消防局の考え方について、それぞれ質問がありました。

最後に、追加日程第１、議会運営委員会の閉会中における継続審査の申出について日程に追加を行い、原案のとおり可決されました。

以上をもって令和７年第３回大阪南消防組合議会定例会は閉会となりました。

報告は以上です。ありがとうございます。

○田村議長　ありがとうございました。

次に、１１月１１日に開催されました令和７年第１回南河内環境事業組合議会臨時会についての報告を求めます。

中野議員。

○中野議員　令和７年１１月１１日、第１回南河内環境事業組合議会臨時会が開催されました。つきましては、その内容のご報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から、委員会開催の結果報告として正副委員長の選任が行われました。委員長に富田林市選出の南齋哲平委員が引き続き、副委員長に千早赤阪村選出の中野智子委員が就任されたこと、提出議案、正副議長の改選、会期など確認されたことの報告がございました。

また、事務局から、環境啓発イベント（パネルリレー）についての進捗状況の説明に続き、清掃工場のダイオキシン類測定結果の報告がございました。

続きまして、本会議の提出案件につきまして順に申し上げますと、１、承認第８号南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の改正についての専決処分につき承認を求めることについては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和７年１月８日に公布、同年１０月１日等に施行されることに伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等及び育児休業の取得パターンの多様化が図られることから、南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例につきまして所要の改正を行うものであり、本年９月３０日付専決処分されたもので、原案のとおり承認されました。

２、監査報告第３号例月出納検査の結果報告につきましては、令和７年度の７月から９月の検査結果の報告で、特に問題はないということでございました。

３、許可第１号組合議会議長の辞任許可については、河内長野選出の駄場中大介議員の議長辞職が許可されました。なお、議長の辞職に伴い、３件の議案であります議長選挙、副議長の辞職許可、副議長選挙が追加上程されました。

４、まず選挙第２号組合議会議長の選挙については、引き続き河内長野選出の駄場中大介議員が議長に当選されました。

５、２件目は、許可第２号組合議会副議長の辞職許可については、千早赤阪村選出の中野智子議員の副議長辞職が許可されました。

６、３件目は、選挙第３号組合議会副議長の選挙については、大阪狭山市選出の花田全史議員が副議長に当選されました。

以上が追加上程の議案の内容でございます。

７、本議案に戻りまして、同意案第２号南河内環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、識見を有する監査委員に太子町の植木堅二氏を、また議会選出の監査委員には引き続き河内長野選出の奥井良一議員を選出する提案があり、同意されました。

８、同意案第２号南河内環境事業組合公平委員会委員の選任について同意を求めることについては、組合公平委員会委員３名のうち任期が満了となります瀬木千佳氏を引き続き選任するもので、原案のとおり同意されました。

以上、簡単ではございますが、令和７年第１回南河内環境事業組合議会臨時会の報告とさせていただきます。

○田村議長　ありがとうございました。

次に、令和７年８月分から令和７年１０月分までの例月出納検査について報告を求めます。

建石監査委員。

○建石議員　それでは、令和７年８月分から令和７年１０月分まで実施しました出納事務に係る例月出納検査について報告いたします。

令和７年８月分については、令和７年９月２５日に実施しました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外現金です。会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しましたところ、現金の出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

次に、令和７年９月分については、令和７年１０月２７日に実施しました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下

水道事業会計、各基金、歳入歳出外現金です。会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しましたところ、現金の出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和７年１０月分については、令和７年１１月２５日に実施しました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外現金です。会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しましたところ、現金の出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

以上です。

○田村議長　ありがとうございました。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○田村議長　日程第４、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長　諮問第１号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

本諮問は、令和８年６月３０日で任期満了となります人権擁護委員の候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

田中鈴代氏は、平成１４年２月に委嘱を受けられ、富田林人権擁護委員協議会副会長などを歴任され、現在は大阪府人権擁護委員連合会及び近畿ブロック人権擁護委員連合会の事務局次長も務められており、公正中立の立場をもって人権擁護活動に取り組んでいただいており、引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○田村議長　これより諮問第１号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長　質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

諮問第１号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、諮問第１号は委員会付託を省略します。

これより諮問第１号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　これにて討論を終結します。

これより諮問第１号を採決します。

お諮りします。

本案については、適任と認めることを村長に答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、適任と認めることを村長に答申することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長　日程第５、議案第６１号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長　議案第６１号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たり、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、炭谷芳輝氏の選任につきまして議会の同意をお願いするものでございます。委員の定数は３名で、任期は３年です。３名の委員のうち、今回炭谷委員が令和８年１月１７日をもって任期満了となりますが、引き続き委員をお願い申し上げるものでございます。

再任ではございますのでご承知と思いますが、炭谷氏は河南町役場に入庁後、税務課長や健康福祉部長を歴任し、退職されました。人柄は温厚で人格高潔、さらに税務行政に対する識見も高く、広く社会の実情に通じた方でございます。私といたしましては、固定資産評価審査委員会委員として最適任と考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

なお、ご同意いただければ、任期は令和８年１月１８日から令和１１年１月１７日まででございます。よろしくお願い申し上げます。

○田村議長　これより議案第６１号に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長　質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第６１号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、議案第６１号は委員会付託を省略します。

これより議案第６１号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　これにて討論を終結します。

これより議案第６１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長　日程第６、議案第６２号千早赤阪村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長　議案第６２号は、千早赤阪村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてでございます。

本議案は、児童福祉法の一部改正により、新たに乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度が創設され、市町村が当該事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされました。

この事業は、保護者の就労の有無にかかわらず、乳幼児が地域の保育所等に通い、保育士などとの関わりや他の子どもとの集団生活を通じて発達を支援するとともに、保護者の育児不安や軽減や子育て力の向上を図ることを目的とするものでございます。

ついては、本村におきましても、児童福祉法第３４条の１６第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業を適切かつ安全に実施するため、事業の設備及び運営に関する基準を定

める必要があることから、条例を制定するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長　ただいま議題となっています議案第６２号は村づくり常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長　日程第７、議案第６３号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長　議案第６３号は、千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

公職選挙法施行令が一部改正され、国政選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、本村の選挙においても国政選挙と同様に公費負担の限度額を引き上げるため改正するものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長　ただいま議題となっています議案第６３号は村づくり常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長　日程第８、議案第６４号令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第６号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長　議案第６４号は、令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第６号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ２，３６５万１，０００円を減額いたしまして、予算総額４６億8，２２５万5，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、基幹系システムの標準化移行時期の変更に伴う電算委託料の減額や障害福祉サービス費等の実績見込みなどの増額を補正するものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長　ただいま議題となっています議案第６４号は予算常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長　日程第９、議案第６５号令和７年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

　提案者の説明を求めます。

　菊井村長。

○菊井村長　議案第６５号は、令和７年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてでございます。

　事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ２，６４０万９，０００円を追加いたしまして、予算総額を８億６６５万４，０００円とするものでございます。

　主な内容でございますが、子ども・子育て支援制度に伴うシステム改修費及び１人当たりの高額療養費が実績見込みにより増額傾向であり、予算不足が見込まれるための増額でございます。

　施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ３１万２，０００円を追加いたしまして、予算総額を４，７１０万５，０００円とするものでございます。

　内容につきましては、国民健康保険診療所の送迎事業手数料等の増額でございます。ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長　ただいま議題となっています議案第６５号は予算常任委員会に付託します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○田村議長　日程第１０、議案第６６号令和７年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

　提案者の説明を求めます。

　菊井村長。

○菊井村長　議案第６６号は、令和７年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

　本議案は、歳入歳出それぞれ１，７９９万１，０００円を追加いたしまして、予算総額７億３，６０１万５，０００円とするものでございます。

　主な内容でございますが、給付費の不足による増額とそれに伴う国庫支出金などの特定財源を補正するものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長　ただいま議題となっています議案第６６号は予算常任委員会に付託します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○田村議長　日程第１１、議案第６７号令和７年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長　議案第６７号は、令和７年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ２１９万５，０００円を追加いたしまして、予算総額を１億６，４９４万９，０００円とするものでございます。

内容でございますが、歳入は事務費の増に伴う繰入金の追加でございます。歳出は後期高齢者システム改修委託料による追加でございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長　ただいま議題となっています議案第６７号は予算常任委員会に付託します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○田村議長　日程第１２、議案第６８号千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長　議案第６８号は、千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。

本議案は、令和３年９月に策定しました本計画の計画期間が令和８年３月３１日をもって満了することから、現行の計画に時点修正を加え、計画期間を令和８年度から令和１２年度までの５年間とするものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長　ただいま議題となっています議案第６８号は村づくり常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、散会します。

皆さんお疲れさまでございました。

午前１０時３７分　散会

令和７年第４回千早赤阪村議会定例会（第２号）

１．　招集年月日

令和７年１２月５日

２．　招集の場所

千早赤阪村役場　議事堂

３．　出席議員

１番	田　村　　　陽	５番	畑　　　智恵美
２番	井　上　浩　一	６番	尾　崎　充　宏
３番	中　野　智　子	７番	建　石　和　則
４番	南　本　　　斎		

４．　欠席議員

な　　　し

５．　地方自治法第１２１条により、説明のため出席した者の職氏名

村長	菊　井　佳　宏	総務部長	池　西　昌　夫
副村長	西　井　秀　孝	民生部長	中　野　光　二
教育長	大　門　和　喜	産業建設部長	下休場　健　司
地域活性化推進担当部長	日　谷　順　彦	教育委員会事務局理事	森　田　洋　文

６．　職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	柏　原　美　佳	議会事務局主査	土　井　達　也

７．　議事日程

日程第１　一般質問

午前１０時００分　開議

○田村議長　皆さんおはようございます。

　ただいまの出席議員は７名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長　日程第１、一般質問を行います。

　一般質問については、時間制で行います。速やかに質問、答弁を行うようにしてください。質問、答弁全て含んで持ち時間は１議員３０分間です。議場内の時計で３０分を経過しますと、私のほうから終了の宣言をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

　それでは、順番に発言を許可します。

　第１番目の質問者、井上議員、１問目の質問を許可します。

○井上議員　議席番号２番、公明党井上浩一でございます。

　議長通告に基づき５問の質問をさせていただきます。

　まず１問目、感震ブレーカーに助成を。

　南海トラフ地震等の大規模地震が懸念される中、本村においても木造住宅が多く高齢者世帯の割合も高いことから、地震後の通電火災リスクが看過できない状況です。阪神・淡路大震災や東日本大震災では原因が特定された火災のうち半数が電気に起因しており、特に停電復旧時の再通電による出火が多く報告されております。感震ブレーカーは震度５強以上の揺れを感知すると自動的に電源を遮断し通電火災を防ぐ装置であり、消防庁もその設置を推奨しています。既に、東京都文京区や練馬区、鳥取県などでは避難行動要支援者や高齢者世帯を対象に助成制度を導入しており、地域防災力の向上に寄与しています。

　そこで、村内の木造住宅率や高齢者世帯の分布を踏まえ、地震火災対策としての課題認識を問いたいと思います。また、消防庁の推奨や他自治体の事例を踏まえ、村としての設置促進の方針を問いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田村議長　答弁者、池西総務部長。

○池西総務部長　感震ブレーカーに助成をについてご答弁申し上げます。

　１点目につきまして、感震ブレーカーは強い揺れを感知すると自動的に電気を遮断するため、倒れた家電や損傷した配線からの出火、停電復旧時の通電火災のリスクを軽減できるものであり、過去の震災事例からも感震ブレーカーは減災に有効であると認識いたしております。

　２点目につきまして、他の自治体において議員ご指摘の助成制度を創設されていることは承知しております。村では限られた財源の中で様々な課題を対応するため優先順位を考

え事業を行う必要がございます。まずは住民の皆様に対し感震ブレーカーの存在や災害関連の有効な取組などの認知度を高めることが重要であると考えます。広報等による周知に努めてまいります。

防災の取組としては行政が行うべきことと自助、共助による、住民の皆様による取組が必要です。今後も官民協働による地域の防災力向上に努めたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員　ご答弁ありがとうございました。

再質問として、国の方針として防災基本計画、国土強靭化計画において国、地方公共団体の役割として感震ブレーカー普及が明記されております。財政措置として自治体が行う感震ブレーカーへの普及啓発活動、説明会やチラシ配布、啓発イベントなどに係る経費は特別交付税措置、つまり、特別交付税には予算の上限があり満額が交付されるわけではないものの、理論上で言えば７割の交付税が補填されることになっております。国の防災基本計画や消防庁の方針に沿って感震ブレーカー普及啓発に要する経費は特別交付税措置の対象となっています。村としてもこの制度を積極的に活用し普及啓発活動を行っていただきたいと思います。

また、村独自の助成制度の創設を検討すべきではないでしょうか。まずは、高齢者世帯や避難行動要支援者を対象にモデル事業を開始し、段階的に全村へ拡大することを提案いたします。よろしくお願いします。

○田村議長　再質問の答弁者、池西部長。

○池西総務部長　感震ブレーカーの普及に向けては村ホームページ及び広報紙において啓発してまいります。その中で、特別交付税措置の対象になるものについては漏れのないよう申請してまいります。

感震ブレーカーの設置に対する助成制度を創設している市町は大阪府内で１市にとどまっております。制度の創設については他市町の状況も見ながら判断していきたいと考えております。

○田村議長　再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員　ありがとうございました。

広報については非常に重要であると考えます。また、それに対して実物展示や実験コーナー等を庁舎ロビーや各地区の寄り合い等で行ってほしいと思いますが、お考えを伺いた

いと思います。
〇田村議長　再質問の答弁者、池西部長。
〇池西総務部長　先般実施いたしました村総合防災訓練では、大阪南消防組合の出展ブースにおいて感震ブレーカーを展示し普及啓発に努めていただきました。今後も村の防災訓練などの行事を開催するに当たり、消防組合と連携し村民の安全・安心に向けたＰＲに努めてまいりたいと考えております。
〇田村議長　要望をお受けします。
　井上議員。
〇井上議員　ありがとうございました。
　要望としまして、村では多くの課題があり施策に優先順位をつけて対応されていることは理解しております。その中で、感震ブレーカーの周知普及に向けては村の広報媒体を活用し、住民に対して積極的かつ継続的な情報発信を行うことが重要だと考えます。具体的には、広報紙やホームページ、ＳＮＳ等を通じて感震ブレーカーの有効性や内容などを分かりやすく伝える施策を検討していただきたいと思います。
　また、地域の集会やイベントでの説明会開催や、高齢者世帯や避難行動要支援者への個別案内も併せて行うことでより効果的な普及が期待できると思います。村としてはこうした広報活動を前向きに検討していただけるとの答弁をいただいておりますが、今後の具体的な広報計画の策定と実施に向けて、引き続き検討をお願いしたいと考えます。
　以上でございます。
〇田村議長　２問目の質問を許可します。
　井上議員。
〇井上議員　２問目としまして、買物難民対策を。
　近年、都市部や地方を問わず、いわゆる買物難民と呼ばれる人々が増加しております。買物難民とは交通手段や店舗の減少などにより日常の生活必需品を容易に購入できない人々を指します。高齢化や過疎化が進む中、地域社会での買物支援は重要な課題となっています。村においての現状について伺いたいと思います。
　村で把握されている買物支援は、また過去に施された施策はどのようなものがあるのか、政府の省庁が進める対策支援も見受けられる中で、村で取り組める事業の検討等はされているのか伺いたいと思います。
〇田村議長　答弁者、池西部長。
〇池西総務部長　買物難民対策をについてご答弁申し上げます。
　村が把握している買物支援は、平成２４年から実施している大阪いずみ市民生活協同組

合、平成３０年から実施しているセブンーイレブンなどの移動販売がございます。

移動手段の確保策として金剛ふるさとバスの運行と公共交通空白地域の解消策として地域公共交通利用料助成事業を実施しております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員　ありがとうございました。

生協やセブンーイレブンの移動販売やバス、タクシー利用の実績はどの程度把握されているのでしょうか。利用者数や満足度調査など、効果測定は行われていますでしょうか。福祉等につながっていないセーフティーネットを擦り抜けているような方の把握はできているのでしょうか。現状の施策で十分だと考えられておられるのでしょうか、伺います。

○田村議長　再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長　大阪いずみ市民生活協同組合は週に１回、村内１０か所で、セブンーイレブンは週に１回、村内１４か所で移動販売を行っていただいており、店舗が少ない本村においては重要なサービスとなっております。

４市町村協議会で運行している金剛ふるさとバスと本村が単独で運行しているコミュニティバスを含めた千早線は令和６年度の利用実績が約１０万２，０００人でした。また、昨年度実施した金剛ふるさとバス利用者のアンケート調査では、路線や車両の大きさに対する満足度は高いものの、運行本数や時間帯等については低い結果となりました。

地域公共交通利用料助成事業につきましては、登録者が令和６年度実績で６５３名であったところ、今年１１月末時点では６９５人と増加している状況です。今年度からは介護福祉タクシー事業者２社と協定を結んでタクシーチケットの利用範囲を拡大し移動手段の確保に努めております。より地域の実情に合う施策を検討してきますよう、公共交通空白地域対策として今年度中にニーズ調査を行い実態把握に努めてまいります。

このように、村としましては民間事業者の取組を踏まえながら、限られた予算の中で住民サービスの向上に努めております。

○田村議長　再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員　ありがとうございました。

要望に代えさせていただきます。

１つ目として、効果測定の定期化ということで、移動販売、バス運行、タクシー助成事業等について利用者数や満足度調査を定期的に実施し、その結果を公表、共有する仕組み

を整えていただきたい。

２つ目、福祉部門との連携強化。福祉制度につながっていない方やセーフティーネットから漏れている方の実態を把握するため、交通施策と福祉部門の連携を強化していただきたい。

３つ目、住民の声を反映した改善。アンケートで不満が多かった運行本数や時間帯について改善の方向性を検討し住民の声を施策に反映していただきたい。

４つ目、官民連携の拡充。生協やセブンーイレブンの移動販売に加え、地元商店や農協との協力、宅配サービスの導入、支援など、官民連携をさらに拡充していただきたい。

５つ目、国、府との連携強化。政府や大阪府が進める買物難民対策と村の施策を有機的に連携させ、より大きく効果的な支援体制を構築していただきたいと思います。

以上でございます。

○田村議長　３問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員　３つ目としまして、公共施設の在り方検討は。

前回の議会でも質問させていただきましたが、その後の進捗状況と今後について伺いたいと思います。

また、前回要望させていただいた検討のプロセスの透明化、住民参加の仕組みづくり、施設配置の将来像についてはどのように考えておられるのか伺います。

○田村議長　答弁者、池西部長。

○池西総務部長　公共施設の在り方検討についてご答弁申し上げます。

まず、公共施設マネジメント検討会の進捗については、今年７月、第１回検討会において、特に劣化が激しく優先度の高い４施設、具体的には千早診療所、旧千早小学校、倉庫２棟から検討を進める方針を確認いたしました。

そのため、１１月１９日に開催した第２回検討会では、それら４施設について所管課と事務局の対応案を併記した資料を基に意見交換を行いました。今後、第３回検討会において公共建築物個別施設計画の改正案を策定し方向性を示していきたいと考えております。

また、建設から３０年以上経過している学校給食センターについて、これまで南河内地域２町１村未来協議会で、広域で再編等について検討してきたことを踏まえ、今後は具体的な対応策について民間コンサルタント会社に調査を委託する方向で検討をすることを確認いたしました。

次に、ご要望をいただいております件につきましては、最適なコスト管理による改築、改修など、計画的な整備と将来需要を見通した最適化に向け、村の状況を理解している幹

部職員により横断的な検討を行っていきたいと考えております。

　また、必要に応じて議会に対しても情報提供してまいります。

　以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

　井上議員。

○井上議員　ありがとうございました。

　再質問としまして、村の公共施設マネジメント検討会は村職員のみで構成しているとのことでありますが、建物の在り方検討には専門的な知見が必要だと考えます。また、住民の関心は非常に高いと思われます。外部有識者を入れて公開で検討会を進める考えはないのでしょうか。検討会の委員長である副村長に伺いたいと思います。

○田村議長　答弁者、西井副村長。

○西井副村長　公共施設マネジメント検討会は委員長は副村長でございまして、ほかに教育長、全部長、教育課長及び総務政策課長で構成をしております。本村は公共施設等総合管理計画等の策定に当たり、総務省や大阪府の技術的助言を踏まえるとともに、民間コンサルト会社に業務を委託するなど、必要に応じて外部の専門的な知見を活用しているところでございます。

　今後も必要に応じて知見を活用していく考えであり、検討会の設置要綱において専門的知見からの助言を得るために検討会に学識経験者を出席させることができる旨を規定しております。具体的には、個々の施策の在り方についての調査や対応策提案の外部委託を考えております。

　次に、会議の公開についてお答えします。

　検討会では、例えば学校教育や医療提供体制の確保といった村の重要政策を踏まえて様々な観点から内部的に議論、検討を行います。そのため、仮に公開いたしますと村民の誤解や臆測を招き混乱を生じるおそれがございますため、公開する考えは現在はございません。

　個々の施設の在り方については公共建築物個別施設計画などの改正案や予算案といった形でお示しをした上で、議会での議論などを経て決定をしてまいります。案の作成過程では、先ほど答弁しましたとおり、必要に応じて外部の知見を活用してまいります。

○田村議長　再質問を許可します。

　井上議員。

○井上議員　ありがとうございました。

　答弁では、検討会は副村長を委員長とし教育長、全部長、教育課長、総務政策課長で構

成されているとのことでございますが、確かに庁内横断的な体制であることは理解されますが、公共施設の在り方を検討するには建築や都市計画、財政運営などの専門的な知見が不可欠であります。設置要綱に学識経験者を出席させることができると規定されているにもかかわらず、現状では村職員のみで構成されていることは検討の幅を狭めるおそれがあると考えます。

また、住民の関心は非常に高いにもかかわらず、検討会は非公開とする方針が示されました。重要政策を踏まえた内部議論であることは理解されますが、公開しないことで逆に住民の不信感や臆測を招く可能性がございます。公共施設は村民の生活に直結するものであり、透明性と説明責任を果たすことが不可欠であります。

そこで、再度伺いたいと思います。

外部有識者を恒常的に検討会に参加させ、専門的知見を継続的に取り入れる考えはないのでしょうか。村民参加の仕組みとして説明会や意見募集を行い住民の声を反映する考えはないのでしょうか。検討会の議事概要や検討過程を村民に分かりやすく公開する仕組みを導入するお考えはないのでしょうか。副村長の見解を伺いたいと思います。お願いします。

〇田村議長　再質問の答弁者、西井副村長。

〇西井副村長　さきに答弁しましたとおり、公共施設マネジメント検討会は内部的な議論の場でございまして、方針決定は別に行います。その前提でご質問に順にお答えします。

まず、外部の専門的な知見の活用についてでございます。

７月に開催した第１回検討会では、公共建築物個別施設計画の策定業務を委託した民間コンサルト会社を招聘をしまして村有施設の劣化状況の分析等について専門的な知見から説明を受けたところです。今後も必要に応じて外部の知見を取り入れてまいります。

次に、住民参加の仕組みについてお答えします。

個々の施設の在り方につきましては検討会などでの議論を経て公共建築物個別施設計画の改正案や予算案といった形で住民の代表である村議会にお示しをし議論を経て決定をしてまいります。村有施設の新設や廃止を決めるに当たっては、これまでも必要に応じて住民と直接対話を行っておりまして、近年では村役場の新庁舎を建設する際に住民説明会や住民アンケート、このいずれも実施をいたしました。

内部的議論の場である検討会に住民参加の仕組みを入れる考えは当面ございませんが、方針決定に当たっては引き続き丁寧な住民対応に努めてまいります。

最後に、検討会の議事概要を公表することにつきましては、行政の透明性の向上や、それを図り説明責任を果たす観点から意義があると認識をしてございまして、今後、近隣自

治体の対応を把握した上で検討してまいりたいと思います。
○田村議長　要望をお受けします。
　井上議員。
○井上議員　ありがとうございました。
　要望としまして、公共施設の再編は村の将来に大きな影響を与える極めて重要な政策です。だからこそ、専門的な知見の活用と透明性の確保、そして住民参加の仕組みづくりが不可欠でございます。村民が納得し、ともに将来像を描けるようなプロセスを構築していただくことを強く要望いたします。
　以上でございます。
○田村議長　４問目の質問を許可します。
　井上議員。
○井上議員　４問目としまして、環境保護対策について。
　村内の空き地や休耕作地、府道、村道沿いの河川等に不法投棄された電化製品や産業廃棄物を見かけます。また、たばこの吸い殻や空き缶、ペットボトル等のごみ等も散乱している光景が見られます。村ではプラスチックごみゼロ宣言が行われていますが、具体的に実施推進されていることはあるのでしょうか。また、自然環境の保護を掲げておられます。これは環境保護的理念に基づくものと理解しております。そこで、村としての宣言に込めた理念や価値観について改めてご説明をお願いします。
　村内における不法投棄、ポイ捨ての実態把握について、プラスチックごみゼロ宣言の具体的な推進施策について、宣言に込めた理念と価値観について、今後の条例化や制度整備の可能性について伺います。
○田村議長　答弁者、下休場産業建設部長。
○下休場産業建設部長　環境保護対策をについてご答弁申し上げます。
　村では不用意に捨てられるプラスチックなどが河川などを通じて海へ流れ込み、海洋環境や生物に深刻なダメージを与え、地球環境規模での問題となっていることから、プラスチックごみゼロ宣言を行いプラスチックごみのポイ捨ての防止など啓発に努めております。
　まず、ご質問の不法投棄等の実態把握について。
　ポイ捨ての実態把握は行っておりませんが、不法投棄については道路沿いや民地など通報があれば可能な限り迅速に現場確認を行い、その場所では不定期に職員が巡回することで早期の発見に努めております。また、不法投棄禁止の看板についても地区からの申請に応じてお渡しすることで不法投棄などの防止につなげております。

続きまして、プラスチックごみゼロ宣言、この具体的な推進施策については。

現在、ホームページへの掲載や広報紙で啓発するなど周知に努めております。また、南河内環境事業組合とも連携し、役場などでパネル展示を行いごみの分別意識向上に努めております。村のプラスチックごみゼロ宣言に込めた理念については、プラスチックごみの排出をゼロに近づけエネルギー消費や環境汚染による負荷の少ない状態を理想としておりますが、その状態を判断する基準は設けておりません。

最後に、今後の条例化や制度整備のご質問については、こごせの里を守り育てる千早赤阪村環境条例に基づき、環境への負荷が少なく持続的に発展することが可能な魅力あふれる千早赤阪村をつくり上げ、次の世代に引き継ぐことを目指してまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員　ありがとうございました。

不法投棄については通報や定期巡回により確認してるものの、全ては把握できていないとのことです。また、ポイ捨ての実態については把握していないとのことです。しかし、実態を十分に把握しなければ効果的な対策を講じることは困難であります。

そこで、以下の点について改めて伺います。

不法投棄やポイ捨ての発生状況を継続的に把握するため、職員により定期巡回や住民参加型の調査体制を導入する考えはあるのでしょうか。現在は通報に依存しているとのことですが、スマートフォンやＬＩＮＥなどを活用した簡易な通報システムを整備し、住民が気軽に報告できる仕組みを導入する考えはありますか。

広報紙やパネル展示による啓発は重要ですが、行動変容を促すには不十分。投票型ごみ箱や地域清掃活動との連動など、住民参加型の具体的施策を導入する考えはあります。

ごみ宣言の具体化について、ゼロに近づけることを理想とのことですが、判断基準は設けていないとのこと。理念を実効性あるものとするため、ポイ捨てやごみの減少率や清掃活動参加者数など、数値目標や評価指標を設定する考えはありますか。近隣自治体では環境美化条例を制定し、住民、事業者、行政の責務を明確にしてます。千早赤阪村でも理念を制度に昇華させるため、条例制定を具体的に検討する考えはあるのでしょうか、お願いします。

○田村議長　再質問の答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長　不法投棄などの定期巡回や調査体制の導入につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおり、過去の不法投棄のあった場所など環境担当と道路担当職員が

連携して道路や河川など日常的に巡回することで不法投棄の早期発見に努めている状況であります。

また、スマートフォンやＬＩＮＥなどを活用した通報システムの整備の予定などはございませんが、地域の郵便局と地域における協力活動に関する包括連携協定を締結しており、不法投棄の疑いなどについて情報提供していただいているところであります。

地域との連携につきましては、現在、各地区で行われている地域清掃活動に出たごみを清掃工場へ持ち込む際の減免や、地区からの申請に応じて無料ごみシールの配布についても継続しております。

最後に、繰り返しとなりますが、プラスチックごみゼロ宣言について状態を判断する基準については現在のところ設けておりませんが、村、住民と事業者の責務を明確にしたこごせの里を守り育てる千早赤阪村環境条例に基づき、環境への負荷が少なく持続的に発展することが可能な魅力あふれる千早赤阪村を目指してまいります。

以上です。

○田村議長　再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員　要望で終わります。

まず、不法投棄やポイ捨ての実態把握について、通報や定期巡回に依存している現状では村内全体の状況を十分に把握することは困難であります。行政として定期巡回は考えていない、通報システムの整備も考えていないとのご答弁でしたが、これでは実態の把握も対策の強化も前に進みません。実態を知らなければ効果的な対策が打てないという点を強く指摘しておきます。

次に、プラスチックごみ宣言の推進について、広報やパネル展示は重要であるものの、住民の行動変容につながる仕組みが不足しております。村として理念を掲げる以上、理念を行動に結びつける工夫が不可欠であり、住民参加型の取組の導入を改めて要望いたします。

また、判断基準を設けていないとのご答弁でしたが、理念を掲げる以上、どの状態を目指すのか、どの程度改善したのかを図るための数値目標や評価指標の設定は避けて通れません。現状のままでは宣言が掲げただけで終わってしまう懸念があります。

さらに、行政は環境条例で事足りるとの姿勢でございますが、現行の環境条例は理念条例であり、ポイ捨て禁止や事業者責務、通報制度、指導、勧告、公表などの具体的な行動規範を定める美化条例とは役割が異なります。近隣自治体が美化条例を別途設定していることを踏まえ、千早赤阪村でも理念を制度に昇華させるための条例化を前向きに検討され

るよう強く要望いたします。

以上です。

○田村議長　井上議員、時間が過ぎておりますので、これにて終了とさせていただきます。

続きまして、２番目の質問者、中野議員、１問目の質問を許可します。

○中野議員　中野智子です。

議長通告により３問質問させていただきます。

本村の村民の健康寿命を延ばすために質問させていただきます。

本村の医療環境は医療機関数、通院環境を含め決して充実しているとは言えません。令和７年度後期高齢者医療健診未受診者の勧奨通知は医療及び歯科でそれぞれ２５０と報告されています。その環境下で、現在、透析をするために通院や訪問診療を受けている方が１０名ほどいらっしゃるとお聞きしております。

さらに、国民健康保険での糖尿病性腎症重症化予防者の対象が３１名という報告があります。この対象者に対して保健指導の案内を行っても実際の参加者は３１名中、１名の参加者のみということでした。初期の腎臓機能障害や糖尿病はこれといった症状が見られず簡単に考えられがちですが、糖尿病や腎機能障害の予備群が多いということはいずれ透析の患者さんが増え、村内の健康保険料や介護保険料に影響することが予測されます。

今、数日前の新聞でも糖尿病患者さんが１万１，０００人を超すと言われております。糖尿病はひどくなれば透析になっていきます。この透析には１人当たり年間６００万円以上の治療費がかかり、村で数名で６，０００万円以上の医療費が使われているわけです。令和６年度、日本の医療費は過去最高の４８兆円となっております。高齢者の健康維持にはかなりの費用がかかっていることを自覚しなければなりません。

昨年より村内で健康教室を実施しておりますが、糖尿病予備群の方々の食事指導の相談を結構受けることが多くあります。医療環境が十分と言えない中、住民の方々の健康管理の向上には食生活など豊富な、そして正しい知識を持つ必要があると思います。現在、健康寿命を延ばすためにはどのような指導が行われていますか、お示しください。

○田村議長　答弁者、中野民生部長。

○中野民生部長　村民の健康寿命を延ばすためにはについてご答弁申し上げます。

糖尿病性腎症重症化予防事業はかかりつけ医との連携が必要であるため、事業開始前に村内医療機関などの医師に協力依頼を行い事業の説明を行っております。これまでは村の保健師や管理栄養士が他の業務と兼任しながら保健指導に当たっておりましたが、今年度より業者委託を行い、保健指導も専門的な資格のある者が対象者の特性を踏まえたきめ細

かな指導のように取り組んでいるところでございます。

事業への取組といたしましては、被保険者に対し案内文書を送付するとともに、医療機関の医師からも保健指導への参加勧奨を行っていただき、電話での保健指導は１０名に行いましたが５か月間の保健指導の参加者は１名という結果になりました。

今後も保健指導実施率の向上に向け、引き続き医療機関の医師への協力依頼を行うとともに啓発活動に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員　ありがとうございます。

再質問させていただきます。

本村は同規模自治体と比較すると慢性腎臓病による透析患者さんの割合が多いので、腎臓障害の予防と重症化の抑制に努めることは村民の健康寿命を延ばすことにつながると思われます。かかりつけ医による指導で効果的と言われておりますが、本来かかりつけ医制度は大病院へ患者さんが集中せず、待ち時間や急性、重要な対応の遅れを防ぐためにつくられた制度です。

かかりつけ医は必要に応じて必要な医療機関を紹介し健康への相談やサポートを行いますが、検査、診断、処方が中心で肝腎な食事制限に関して踏み込んだ指導が行われていないのが現状です。専門知識を持った大学などの支援を受けて、食育指導により住民の健康管理を進めていく自治体もあります。けがとは違い病気には長年の食事の積み重ねが影響します。予防と改善を目的に、誰もができる日常の食環境に正しい知識を持つことが必要です。そのために具体的にはどのような方法を考えられていますか、お示しください。

○田村議長　再質問の答弁者、中野部長。

○中野民生部長　糖尿病性腎症重症化予防事業は糖尿病や腎機能の低下があると思われる方に対し通院先の医療機関と連携し自らが健康管理できるように促し、糖尿病性腎症等の重篤化による透析治療への移行を防止することを目的としております。

保健指導の期間は６か月間で、保健指導の参加にはかかりつけ医に承諾していただく必要がございます。糖尿病診療ガイドライン、または慢性腎臓病診療ガイドラインのどちらのガイドラインに沿って保健指導を行うのか、医師が記入する書類に従って面談を行い、面談内容を踏まえ参加者と相談しながら行動変容につながる目標を設定し、食生活や運動習慣、日常の生活習慣など参加者一人一人に合った保健指導を実施しております。

また、案内文書発送後に保健指導へ不参加と回答した方に対しましては医師からの保健

指導内容や現状を聞き取り、その方に合った電話での保健指導を実施しております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員　要望に代えさせていただきます。

今後、委託業者等の支援を受けて事業が実施されるとお聞きしております。委託業者に全てを任せるのではなく、費用負担のない大学や研究機関の連携も必要だと思います。また、事業を委託することには費用が発生しますので、仮に補助金で補うことができても補助金も、これは皆さんが支払う保険料の中からの支払いになります。その費用を抑えることは保険料抑制につながるのではないでしょうか。

何を委託するか、管理者である担当課が具体的な指導内容を把握する必要があると思います。丸投げの委託は結果が得られません。費用をかけずにできる健康管理を充実させるために健康教室などの開催や計画段階での専門家の意見を取り入れることに、そういった事業を実施することを要望します。

以上、１問目の質問を終わります。

○田村議長　２問目の質問を許可します。

中野議員。

○中野議員　２問目の質問は、バス停や観光地に雨のしのげる場所や座ることのできる環境づくりについて質問させていただきます。

本村は高齢化により運転免許を返納する村民が増加傾向にあり、出かける交通手段としてバスが代表的な交通機関の一つになっております。小吹台地区には２か所のバス停がありますが、どちらのバス停にもベンチが設置され高齢者は座って待つことができるようになっております。これは民間の寄贈によるものです。

しかし、村内のほかのバス停にはベンチなどの設置がなくバスを待つことが高齢者の負担になることが推測されます。今年暑い中、役場前のバス停の地面に座り込んでバスを待っている村民の人を目にしました。バスの待合環境をよくすることが村民の健康寿命の延伸にもつながると考えられます。高齢者の住民サービスを充実させるために簡易の椅子やベンチの設置、雨をしのぐ環境が必要だと思いますが、どうお考えでしょうか。

○田村議長　答弁者、日谷地域活性化推進担当部長。

○日谷地域活性化推進担当部長　ご答弁申し上げます。

地域公共交通施策につきましては、４市町村による金剛ふるさとバス及び本村のコミュニティバスの運行を基本に地域公共交通の維持確保に努めているところでございます。本

村域に設置しているバス停は１１か所あり、これらバス停の標柱は金剛バス事業廃止に伴い、金剛ふるさとバスのバス停として４市町村域内に所在する市町村においてそれぞれ管理してるところですが、本村域内にあるバス停において待合用のベンチなどは設置しておりません。

ご指摘の小吹台と河内長野駅を結ぶ南海バスのバス停につきましては、南海バス株式会社により設置されたものではなく、自治会などが設置したものと推察をされます。本村としましては、現段階において設置スペースの確保、占用許可及び承諾などの管理上の問題もあることからバス停の待合用のベンチなどの設置は考えておりません。

なお、観光地における雨よけ施設の設置については、現在、下赤阪の棚田の駐車場、下赤阪城址、奉建塔、金剛山登山道の千早本道の５合目付近などに村管理の雨よけ施設を設置をいたしておりますが、現段階においては増設する考えはございません。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員　ありがとうございます。

再質問させていただきます。

これまでの村内のバス停に関する考え方、観光地に関しての現状も理解しております。従来の決め事や条例は理解できますが、現在の千早赤阪村は高齢化が進み免許を返上し主たる足がバスになる可能性も高くなることから、少なくとも利用者の多い役場前だけでも環境を変える必要があると考えます。役場前だけでも設置することはできないものでしょうか、お示しください。

○田村議長　再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長　さきの答弁のとおり、本村域に設置しているバス停は１１か所あり、待合用のベンチなどは設置いたしておりません。バス停の待合用のベンチなどの設置につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、設置スペースの確保、占用許可及び承諾、あるいは維持管理などの管理上の問題が考えられます。

ご提案の役場バス停のベンチなどの設置につきましては、これら管理上の課題や役場バス停のみに設置、いわゆる特定の箇所にのみ設置することになり、全地域のバランスを考慮する必要がございますので現段階におきましては設置を考えておりません。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員　要望です。

確かにバス停はバス会社の直轄であり、設置後のメンテナンス、危機管理の面からもベンチの設置が難しいのは理解できます。しかしながら、観光地では村外の方たちのための雨宿りの場、ベンチが設置されており、できれば住民の健康をこれからは考えていただき、生活環境を見直し暮らしやすい村に改善していく必要があるのではないでしょうか。

高齢者の方々が夏に役場前で座り込んでバスを待っていらっしゃる光景はあまりいいものではありませんでした。何とか役場前のバス停の敷地内ベンチの確保、座る改善、そしていずれかは雨宿りができるような場所の確保をお願いしてこの質問を終わります。

○田村議長　３問目の質問を許可します。

中野議員。

○中野議員　３問目は村で開催されるイベントについてです。

この１１月１６日に村を挙げて千早赤阪にぎわいまつりが開催されました。また、本村では毎年、地区ごとに夏祭り、盆踊り、だんじりなどの行事が行われております。盆踊りは以前から地区ごとに行われてきましたが、高齢化により今では参加人数も少なくなり規模が小さくなってきたとお聞きしております。私も参加して昔ながらの歴史を感じる東阪の盆踊りを体験させていただきました。今後、この盆踊りやイベントを守り維持するためには何らかの行政の力が必要ではないかと考えております。

この１６日に行われた千早赤阪にぎわいまつりについてですが、役場の各部署が思考を凝らし協力して実施されたとお聞きしております。行政が工夫を凝らして協力し、村民が楽しめるイベントを目指してもらえることはとてもいいことで感謝申し上げます。ただ、村民が楽しくなる、次回のイベントを待ち遠しくなる、そういった企画にするためには村民の意見を計画の中に事前に組み込むことができればもっと充実したものになるのではないでしょうか。そして、参加者も増えると思います。そのために、千早赤阪にぎわいまつりに限らず、今後のイベントの在り方、内容を充実していくためにどのように進めていくべきか質問させていただきます。

○田村議長　答弁者、池西部長。

○池西総務部長　村で実施されるイベントについてご答弁申し上げます。

下東阪地区の盆踊りにつきましては、下東阪スポーツクラブが中心となって行われている行事でございます。関係者からのご要望は聞いておりません。

先般、開催しましたにぎわい元気まつりは、今まで各課が個別に実施してきたイベントを統合し、さらに村社会福祉協議会をはじめとする村内以外の各関係機関にご協力をいただき新たな試みとして実施させていただきました。

主な内容は、健康の啓発、農業、林業、商工、それぞれの魅力発信など、その他各課においても啓発目的を持って行ったものでございます。また、大阪府からは新モビリティーの導入に向けた機運醸成のための広報ブースも出展していただきました。当日は多くの村民に参加いただき、新たな出会いや気づきの場を提供することで地域の活性化にも貢献できたものと考えております。

今後は当初から予定しておりました関係者による振り返りのミーティングを行い、何がうまくいったのか、どの部分が改善できるのかなどの意見交換を行い、課題を前向きに捉え建設的なアイデアを出し合うことで次回開催への発展につなげたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員　ありがとうございます。

他の市町村での人気あるイベントは物を作る、体験するなど住民参加型のものが多いようです。何より大切なのは活気と楽しめる雰囲気づくりです。また、次回も参加したいと感じてもらえることではないでしょうか。そのためには、販売やキッチンカーの出店など、村外や民間の力を借りるのも方法の一つだと思われます。民間の協力を得てにぎわいまつりの内容を充実させ、住民の方々の満足感を上げることが必要だと感じます。民間の力を活用することに関していかがお考えでしょうか。

○田村議長　再質問の答弁者、池西部長。

○池西総務部長　民間の活力を利用できないかというご質問でございますが、今回のイベントは大阪府森林組合、大阪南農業協同組合、村観光協会、楠公史跡保存会、村農業振興連絡協議会、さらには福祉事業者である千早赤阪春の家、デイサービスくすのき、マザーズキッチンなど、民間の方にも出展していただきました。また、社会福祉協議会では献血の実施や民生委員、老人クラブの皆様にもご協力をいただきました。複数の要素が組み合わさることで単独で行う効果を超える成果があったと思っております。

さらなる民間活力の導入については、繰り返しになりますが、振り返りのミーティングにおいて検証し改善点を客観的に把握して今後に生かしていきたいと考えております。

○田村議長　再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員　ありがとうございます。

今回実施したイベントで、今度交通網に関しての質問をさせていただきます。

小吹台地区とイベント会場を結ぶ移動手段を確保していただけたことは新たな取組でよ

かったと思います。ただ、小吹台だけでなく、その他の地区でも送迎してほしいという方々がたくさんおられるということが今回分かりました。多くの村民の方に参加していただくためには送迎を充実させ行政と各地区の連携を密にして無駄のない送迎計画を立てなければなりません。各イベントへ参加したくても参加できない方々への送迎に関して、交通手段の確保についてどのような対策をお考えでしょうか、質問します。

○田村議長　再質問の答弁者、池西部長。

○池西総務部長　小吹台地区とイベント会場との送迎に関しては今後のイベント実施に向けての試行として行ったものでございます。事前に自治会や広報等において周知をしておりましたが、実績としては実人員５人でございました。

送迎費用については１４万５，２００円を投じておりますので今後に向けては費用対効果についても検討するとともに、自家用車による来場者に対しては地域の皆様で乗り合わせてお越しいただけるよう、さらなる広報活動に努めてまいります。

○田村議長　要望をお受けします。

中野議員。

○中野議員　要望です。

ある程度、定期的に行われているイベントにつきましては、事前の計画を立てる際に村民の意向を重視することと行政と各区の連携を十分に取ることで無駄のないスムーズな運営になると思われます。

次年度からのイベントに関しては民間の意見を取り入れた、言わば全く村とは関係ない村外の意見、出展、そして住民全体が主体となるイベントに少しでも近づけていけたらいいなというふうに思います。通年の習わしとなる異なる新しい企画を取り組んでいってもらいたいと考えております。

また、地域ごとに行われたイベントにつきましては、今後の人口減少を予測し、どの地区についても歴史を絶やすことなく盛り上げていくためにどうすべきであるか考える時期に来たと言えます。盛り上げるには人、お金が必要です。衰退する前に住民の方々と行政が協力して対策を練ることを要望して終わります。

○田村議長　ここで休憩といたします。

１１時５分から再開といたします。

午前１０時５７分　休憩

午前１１時０５分　再開

○田村議長　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

第３問目の質問者、南本議員、１番目の質問を許可します。

○南本議員　議長、私は４問の通告をしておりますが、順番を変えさせていただきたく存じます。

４番目の質問を１番目に、１番目の質問を２番目に、以下の順番を繰り下げたいのですが、許可していただけますでしょうか。

○田村議長　分かりました。順番を変更することを許可いたします。

では、改めて南本議員、１問目の質問を許可します。

○南本議員　ありがとうございます。

それでは、議席番号４番南本斎でございます。

議長通告に基づき、４問の質問をいたします。

私が議員となって以降、２回の議会があり一般質問をしてまいりましたが、その際の要望事項についての進捗状況を今回の質問でさせていただきたいと思います。

まず、１問目ですが、村の活性化についてお尋ねします。

少しこれまでの経過を説明しながら質問をしたいと思いますが、当初、金剛山ロープウェイが令和３年３月に廃止されました。そのとき、４年後の令和７年度には大阪・関西万博が開催されることから、これを機に村の活性化に向けた施策の検討が必要ということで第５次総合計画に基づいて奉建塔周辺エリアを中心とした活性化の拠点整備の検討に入りました。

令和６年５月に大阪府協力のもと、金剛山ロープウェイの廃止後を含めた村の活性化のために第１回千早赤阪村農と緑の活性化推進会議を立ち上げていただきましたが止まったままとなっておりました。ところが、本年１０月に第２回目の会議を開催され、村の活性化に明るい兆しが見えてきたのかとうれしく思っているところでございます。

そこで、９月議会で要望しておりました万博後の観光施策と経済効果の検証、村としての関わり方、そのことによる村の活性化に向けた効果についてお伺いをしますのでよろしくお願いいたします。

○田村議長　答弁者、池西部長。

○池西総務部長　ご答弁申し上げます。

大阪万博では大阪ウイーク春の陣イベントステージにおいて、中津原地区のご協力により中津神社で伝承されている獅子舞を披露いただきました。また、大阪ウイーク夏の陣、秋の陣、食べなはれゾーンでは、村観光協会と役場で協議を重ね地元産品を活用したメニューによるスイーツ等を販売し、大好評で商品は売り切れ状態となりました。当日は、多くの方に来場いただき、本村の文化、地元産品を国内外に広く発信し、交流人口の拡大、地域経済の活性化につながったものと実感しております。

また、万博で販売された人気商品を村内店舗でＰＲされ効果を上げられておられる事業者もおられます。

さらに、南河内地域を幅広くアピールするため、近隣６市町村によるライブアートエキスポを開催し、村からは観光協会のご協力により地元で活動、作成されている竹灯籠の展示や作成映像とともに今回新たに作成した村のＰＲ映像をイベント会場で放映し、大阪唯一の村、千早赤阪村の魅力を国内外に広く発信できたと認識しております。

万博終了後にはライブアートで疲労した竹灯籠とＰＲ映像を役場庁舎１階で展示するとともに、インスタグラムに投稿することで村内外のたくさんの方に千早赤阪村にご興味を、関心を持っていただき、たくさんのいいねをいただいているところでございます。

また、大阪・関西万博で世界中を魅了した万博のレガシーである自動運転バスの実証実験が本村を含む南河内地域で行われることは観光の一つとしても期待でき村の活性化につながることから、大阪府とともに積極的な広報などに努めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員　池西部長、ありがとうございます。

今答弁いただいた内容は９月議会でも同様にお答えいただいておりますのでよく承知しております。私が伺いたかったのは、大阪府や万博協会などが実施するイベント等に声をかけられて参加するではなく、村として積極的な働きかけをしたのかを聞きたかったのです。それについて一切答弁がなかったので少し残念に思います。

先ほども触れましたが、第２回千早赤阪村農と緑の活性化推進会では、大阪府環境農林水産部とともに村が考える将来図を示すことが不可欠となっておるはずです。どのような将来図を描いた内容になっているのかをお伺いします。よろしくお願いします。

○田村議長　再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長　議員ご指摘のとおり、１０月２７日に第２回千早赤阪村農と緑の活性化推進会議を開催し、大阪府のご支援を得ながら金剛山周辺エリアと楠公誕生地周辺エリアの２拠点を連携させた村の活性化について取り組んでいるところでございます。

第２回会議では策定予定としております千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）のイメージを決定しており、その内容は千早園地をはじめとした金剛山周辺の活性化、金剛山に訪れるたくさんの方々に村内を周遊していただく工夫、道の駅ちはやあかさかの充実とにぎわいづくり、そして農業振興などとしております。

現在、作業部会であるワーキング会議を随時開催し、就農支援などの人づくり、産地づくりなどの物づくり、直売所の販売施設としての場づくりの視点から具体的な取組を検討しているところでございます。今後、令和７年度末を目途に千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）を策定してまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員　日谷部長、ありがとうございます。

議長、要望でお願いいたします。

村の活性化として楠公誕生地周辺エリアを重点的に行っていくに当たり、ここは調整区域であり地区計画が必要です。まずは地籍調査が必須です。また、国道３０９号、バイパス整備促進期成会も活動を停止している状況が続いております。

これら全てを含め、村の活性化に何が必要であるか、また村は何をどのようにしていきたいかと考えるのか、将来に向けたビジョンをしっかりと大阪府に対して明確に伝えることで協力いただけるはずです。

活性化事業は大阪府の事業でなく村の事業です。自覚を持ち推進していただくことを強く要望いたします。よろしくお願い申し上げます。

○田村議長　２問目の質問を許可します。

南本議員。

○南本議員　２問目は、未来協議会の中の基礎自治機能充実強化協議会についてお尋ねします。

この南河内基礎自治機能充実強化協議会は、６月議会において選択肢の一つとして市町村合併について調査研究を進めるためであると回答いただいております。そこで、村として本協議会内においてどのように能動的な働きかけを行っているのかをお尋ねします。よろしくお願いします。

○田村議長　答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長　ご答弁申し上げます。

本村は令和５年度から南河内地域２町１村未来協議会に参画し、協同で行財政改革やさらなる広域連携、選択肢の一つとしての合併の検討に取り組んできました。本村は水道、消防、広域福祉課や広域まちづくり課など、他市町との連携がほかよりも進んでおりますが、今後の行財政運営において府内でも最も厳しい団体の一つとの認識のもと、南河内地域２町１村未来協議会における議論に能動的に取り組んでおり、大阪府市町村局がコーデ

ィネート役を担ってくれております。

令和６年度末に未来協議会での検討結果をまとめた際に、２町１村がより広い範囲で連携して取り組むことでよりよい解決策を生み出す可能性が高まるとの考えに至り、近隣市に声をかけたことにより南河内地域基礎自治機能充実強化協議会の設置につながりました。南河内基礎自治機能充実強化協議会では、今年度の取組として公共インフラ、下水道の維持管理、また観光等を軸とした地域活性化、市町村の将来の在り方について検討テーマごとに部会を設置し、現在、協議、調整を進めているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、来年３月頃を目途に第２回協議会を開催し、今年度の取りまとめや来年度の取組の方向性について確認する予定でございます。

今後も引き続き近隣市町との連携を密にし大阪府によるコーディネートを得ながら、本村の発展成長に向けて主体的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員　ありがとうございました。

今後さらに広域連携の取組は重要であり、南河内基礎自治機能充実強化協議会の取組は一定評価しているものと思っております。

しかし、現在一部の近隣市の参画がございません。これまでも広域連携においては南河内地区の市町村が一体となって取り組んでおり、今後も引き続き近隣市町との連携は必要です。

本来であれば、日頃から連携のある市に対して、本協議会に参画するよう村から働きかけを行うべきではないかと考えますが、今後、予定はございますでしょうか、伺います。

よろしくお願いします。

○田村議長　再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長　南河内基礎自治機能充実協議会につきましては、羽曳野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び本村、そして大阪府で構成し、令和７年４月に設置し、５月２８日、第１回協議会を開催いたしました。

さきの答弁にもありますように、南河内地域２町１村未来協議会においてより広い範囲で連携して取り組むことでよりよい解決策を生み出す可能性が高まるとの考えに至り、２町１村と大阪府からの働きかけに賛同した羽曳野市と大阪狭山市とともに新たに設置したものでございます。

ご指摘のとおり、将来にわたりこの南河内地域が発展、成長していくためにはこれまで

以上に市町村が連携することが不可欠と考えております。参画していない近隣市への働きかけにつきましては、協議会における合意のもとで行うものであり本村が単独で働きかける考えはありませんが、本村としては協議会での検討テーマによってはより多くの市と連携することでよりよい解決策を生み出す可能性が高まるものであると認識をいたしております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員　ありがとうございます。

議長、要望でお願いいたします。

６月議会でも申し上げましたが、大阪府からの提案に身を委ねるだけではなく村としてどのような意識で様々な事柄に取り組み、村の将来に対して考えを構築していくかを今考えるべきと私は思います。村の将来は今掘り下げて考えていかなければならない一番大切な時期です。私を含めた議会議員はもちろんのこと、役場、特別職、職員が村民の皆さんの将来に責任を持つ自覚が必要と考えますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。

○田村議長　第３問目の質問を許可します。

南本議員。

○南本議員　次期過疎計画についてお尋ねをいたします。

過疎地域持続発展計画の中間評価及び後期計画の策定に対して、将来を見据えた村の考えをお聞かせいただきたく思います。よろしくお願いいたします。

○田村議長　答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長　ご答弁申し上げます。

計画策定においては、まず前期計画の各施策について内部的に評価を行いました。おおむね計画どおりの実績であるため、後期計画は前期計画の検証を基本に、第５次千早赤阪村総合計画と整合性を図りながら社会情勢に応じた新たな施策を追加するとともに、これら実績を踏まえた既存施策の見直しを行い策定をいたしました。

また、策定過程においては、住民参画の一つのツールとして計画案に対するパブリックコメントを実施するとともに、村議会においても３回にわたり意見交換の場を設けるなど、可能な限り多くのご意見やご提案をいただき反映させるよう努めてきたところでございます。

本計画は村の持続的発展の指針であるとともに、各種施策について過疎対策事業債や国

庫補助率のかさ上げといった手厚い財政支援の対象を決める根拠となる非常に重要な計画でございます。そのため、様々な分野の施策を推進できるよう広範囲にわたって盛り込みました。

今後も引き続き本計画に基づき毎年度の予算編成において有利な地方財政措置を最大限に活用しながら施策を推進し、村の発展に向けて取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員　ありがとうございました。

６月議会の一般質問の要望において紹介した内容ですが、近畿圏内の１５の村は全て過疎地域であり、それぞれの自治体が小さいながらも自らが地域活性化の取組に力を注いでいることをお伝えいたしました。そのときにそれら自体がどのような取組をしているのかを研究してはどうかと要望もいたしました。その後、村の取組状況を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田村議長　再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長　先の議会における一般質問の要望を受けた具体的な調査研究については取り組んでおりません。

ただ、各担当課においては様々な取組を検討するに当たっては他自治体の取組事例を参考に検討を進め、よりよいサービスの提供につなげるよう努めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員　調査研究はしていないということですが、私は他から学ぶこともたくさんあると考えます。なぜ、調査研究をしないのかお伺いいたします。

○田村議長　再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長　現在、様々な課題が山積する中、その対策について取り組んでいるところでございます。

その対策の検討に当たっては、ご指摘のとおり他の過疎地域の取組事例を調査研究することも必要かと認識をいたしております。

これまでも令和５年度から府内市町村のうち過疎地域である岬町、能勢町、豊能町及び本村、そして大阪府で構成する大阪過疎地域勉強会を定期的に実施しており、過疎地域に

おいて活用可能な国の支援策、各町村での過疎対策事業債の取組事例など、過疎地域における過疎対策について各市町の企画や財政担当による情報の共有や意見交換を行っているところでございます。

今後、検討すべきテーマによって他府県の先進事例の調査研究など、必要に応じて対応していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　要望をお受けします。

南本議員。

○南本議員　ありがとうございます。

各市町の担当による情報共有や意見交換を行うこと、また他府県の先進事例の調査研究など、必要に応じて対応するとのことですが、過疎認定は令和１２年まででであり、その後、続くかどうかも不確定です。一方で、村の財政シミュレーションにおいても財政基金が枯渇し令和１５年でマイナスになることから、今ゆっくりと構えている場合ではないかと私は考えます。

近畿のある村の一例をご紹介します。

今年度７月現在で人口僅か３８３名、高齢化率４１．３％、そして面積は４８．２平方キロメートル、従業員数２４名、村の面積の９３％が森林という自治体において、議会議員が５名、今年度当初予算は約２０億５，７００万円、千早赤阪村の約半分もある予算です。この村の村長とお会いしました。その際、話された言葉が非常に印象的でした。有利な過疎債を使って税収入を増やすシステムを今のうちにつくっておかないと過疎認定制度がいつまで続くか分からない。だから、自分の村は自分たちで守らないと誰も助けてくれない、そう言われたときに私は心臓をつかまれた気持ちになりました。

日頃から答弁等の中で村独自ではもう限界があるとよく言われますが、村民の皆さんの生命、財産が係っている重要な問題であり課題は山積しております。先ほども申し上げましたが、私を含めた議会議員はもちろんのこと、特別職、職員の皆さん、全て村民の皆さんのために働いているはずです。今こそ村の活性化同様、過疎対策に対して真剣に考え、村民の皆さんのために汗をかいていただきたいと切に願います。よろしくお願いいたします。

○田村議長　４問目の質問を許可します。

南本議員。

○南本議員　振興施策についてです。

農道整備事業の減額補正から９か月が経過しました。私は農道施策に対して６月、９月

議会で質問をさせていただきました。しかし、以降、進展している様子はうかがえません。そこで、改めて担当部署としてどのような施策を進める考えがあるのかをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○田村議長　答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長　農道振興施策についてご答弁申し上げます。

令和６年度に地域計画の策定に向けて実施した地元ヒアリングの中で、農業施設などの基盤整備の必要性が確認されました。そこで、令和７年度から農業施設整備事業補助金交付要綱を原材料費に対する補助から工事費を含めた補助に改正したところであります。また、圃場整備事業については農業委員会や実行組合長会などで案内するとともに、個別の相談を受ける体制も整えております。

このたび、大阪府の支援をいただきながら千早赤阪村農と緑の活性化推進会議を１０月２７日に開催し、千早赤阪村農と緑の活性化ビジョン（案）を今年度中に策定するスケジュールを決定しており、村の活性化の中で農業振興も含め、現在、ワーキングにおいて検討を進めているところであります。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員　下休場部長、ありがとうございました。

農林業振興施策を含め、現在ワーキングの中で検討を進めているとの答弁でしたが、大変恐縮ですけども具体的な内容が全く見えてきません。６月、９月議会で質問してるときもそうでしたが、村としての考えや思いが全く伝わってこず、大阪府主導だけでこれからも進めていくつもりでしょうか。正直、前に聞いた答弁は不用であると思っております。今後、農林業振興施策をどのような内容で進めていくのか、村としての考え、思いを改めてお尋ねします。

○田村議長　再質問の答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長　先ほど答弁した１０月の推進会議で策定するビジョン（案）のイメージを決定しております。ワーキングにおいて、就業支援などの人づくり、産地づくりなどの物づくり、直売所などの販売施設としての場づくりの視点から、現在、具体的な取組を考えているところであります。

以上、答弁とします。

○田村議長　再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員　具体的に申せば、桐山地区の農道整備事業が減額補正されてから９か月がたちました。これに対して、私は６月、９月議会において減額された農道整備事業に代わり圃場整備事業を行うのであれば、まず減額された桐山地区から声かけをし推進していくのが筋ではないかと要望いたしました。今後、桐山地区に村から声かけを行い、また村の全域でも同様の展開を考えているのかをお伺いいたします。

○田村議長　再質問の答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長　農業委員会や、実行組合長会など全体に対して案内はしておりますが、桐山地区に限定した案内などは行っておりません。議員の要望を踏まえまして、次回の農業委員会の際に桐山地区農業委員に対して圃場整備事業について説明してまいります。

以上、答弁とします。

○田村議長　要望をお受けします。

○南本議員　下休場部長、非常に前向きな答弁をいただき本当にありがとうございます。桐山地区の農道整備の前進を期待しますとともに、持続可能な農業があってこそ持続可能な千早赤阪村となります。桐山地区の次の一手として村全体に拡大していくことを切に願っております。

以上、要望といたします。ありがとうございました。

○田村議長　それでは、第４番目の質問者、畑議員、１問目の質問を許可いたします。

○畑議員　議席番号５番、日本共産党畑智恵美でございます。

議長通告に基づき、５問としていましたが、時間の関係から４問とさせていただきます。

初めに、少人数を生かした教育の取組の現状と課題について伺います。

２つある小学校はそれぞれの地域コミュニティの中心に位置づけられ、それぞれの地域性を尊重して守っていくことが重要と考えています。保護者の中には少人数になることで友達関係の固定化が心配との声も聞かれますが、そのような保護者の思いに寄り添うためには２つの小学校間での合同での取組や学年の枠を超えた縦割りの取組など、少人数だからこそ可能な学びの形があると考えます。

そして、そのような取組で子どもたち同士の多様な交流が生まれてくると期待できます。２つの小学校の合同での取組や学年の枠を超えた縦割りの取組の現状と課題、今後に向けての取組の考え方を伺います。

○田村議長　答弁者、大門教育長。

○大門教育長　まずは、現状についてお答えします。

村立の両小学校ではそれぞれ１年生から６年生までの縦割り班を編成し清掃活動や遠足などの行事、班ごとの集団遊びを定期的に行っております。これらの活動から異学年の児童と関わる中で、自分に求められている役割を考え行動することやふだんの教室ではあまり関わりがない人たちとの交流を通じて多様な意見や考え方に触れる機会を設けています。

また、小学校間でも行事などを通して様々な交流学習を行っています。６年生では交流バイキング給食により金剛中学校へ進学したときにはクラスメートとなるお互いのことを食事を通して知ることができる機会を設けております。

今後はこれらの取組に加え、先般、議会にも説明しておりますテーマ型コミュニティ・スクールを導入し地域の方をはじめ、企業や大学など産官学協働による子どもたちが学校以外の多様な人との出会いをより多く経験できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員　少人数であることを生かした縦割り班活動や小学校間での交流学習にも取り組まれているとのことですが、現状で十分に効果的な取組ができていると考えられているのか伺います。

また、コミュニティ・スクール導入でさらに多様な体験を子どもたちに提供できるとのことですが、コミュニティ・スクールの準備に向けたプロジェクトチーム会議は月１回のペースで行われていると聞いています。その会議ではどのような視点で、どのような内容が話し合われているのか、またその会議に有識者以外、地域住民、保護者、学校教員の参加はあるのか伺います。

○田村議長　再質問の答弁者、大門教育長。

○大門教育長　答弁いたしました取組については、現在、各小学校においてできる内容で効果があり得る取組であると認識しております。学校運営協議会準備委員会は識者以外にも学校長や地域代表、保護者にも参画いただき、これまでプロジェクト会議を２回開催しております。会議では未来プランに基づき少人数のメリットを生かす取組について活発なご意見をいただいております。

○田村議長　再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員　プロジェクトチームで話し合われている具体的な内容の説明がありませんでし

た。チームの方々の活発な意見とは具体的にどのような内容なのかお尋ねします。

　また、それと併せて、有識者の方々の人数と具体的な専門性、地域代表の方、保護者の方の選出の方法についても伺います。

　コミュニティ・スクールに関しては地域の方々、保護者の方々からは内容が分からず不安だとの声を聞いております。現場の先生方も不安に感じておられるのではないかと心配しておりますが、どのような説明をされているのか伺います。

○田村議長　再質問の答弁者、大門教育長。

○大門教育長　学校運営協議会準備委員会はコミュニティ・スクール導入に向けて準備するための委員会でございます。具体の取組内容については、コミュニティ・スクール導入後、設置する学校運営協議会で決定することになりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

　準備検討委員会であるプロジェクト会議では探究やグローバル学習に造詣の深い大学教授や教育に精通した地域代表、保護者として教育委員からメンバーに就任をお願いし委嘱させていただいております。さらに、今後の会議ではそのほかに教育やコミュニティ・スクールに精通されている識者にもアドバイザーとして意見を伺う予定です。

　これまでのプロジェクト会議では未来プランについての説明を行い、現状の各学校における取組に対するご意見や探求、グローバル学習、学校運営協議会組織等についてそれぞれのワーキングでの議論を踏まえ、その内容について検討いただいております。

　また、未来プランについては１１月１日に開催した保護者説明会をはじめ、広報紙や説明動画をホームページへ掲載するなど周知に努めており、今後も様々な媒体を活用しながら広報の充実を図るとともに、学校への指導助言を適切に行うことで教職員への理解及び指導力の向上を目指してまいります。

　以上でございます。

○田村議長　要望を受けいたします。

　畑議員。

○畑議員　未来プランでは地域を愛し、国を愛しという目標が掲げられていますが、個人の子どもたちの個性を伸ばし互いに尊重し合える関係性を育むといった視点は読み取れません。また、少人数であることを生かしてコミュニティ・スクールの導入ということですが、その具体的なところが見えません。準備段階だからといってトップダウンで進めるのではなく、地域住民、小・中学校の教員、保護者等関係者、そして子どもたちと一緒につくり上げていくコミュニティ・スクールを目指していただきたいと強く要望いたします。

○田村議長　２問目の質問を許可します。

畑議員。

○畑議員　重層的支援体制整備事業の取組の実際と地域づくりの現状について伺います。

重層的支援体制整備事業は地域福祉の推進、地域共生社会の実現を目指して社会福祉法に規定された事業であると理解しています。村では重層的支援体制整備事業をこの令和７年度から実施していますが、なぜこの事業を始めることになったのか、目的と目標を伺います。

○田村議長　答弁者、中野部長。

○中野民生部長　重層的支援体制整備事業の取組の実際と地域との現状についてご答弁申し上げます。

村では人口減少、少子・高齢化、地域社会のつながりの希薄化等により村民が抱える課題は生活困窮、８０５０問題、ヤングケアラー、ひきこもりなど、ますます複雑化、複合化しており、従来の支援体制では支援が困難なケースも考えられます。複雑化、複合化した支援ニーズに対応するためには属性や世代を問わない相談、地域づくりを一体的に整備し、庁内関係課や専門機関が適切かつ迅速に対応できるよう分野を超えた横断的なネットワークの構築が必要です。

村では高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉、児童福祉、母子保健など住民福祉に関わる業務を保健センター内の同一フロアで行っているため、従来から横断的に連携しやすい環境にあり、また教育分野や社会福祉協議会、支援関係機関との連携を図ることにより村民が抱える課題に対しより効果的な支援を図ることができると考え事業実施に至りました。

福祉分野の既存の相談体制を生かしつつ福祉専門職の配置によって連携の強化を図り、他機関が共同して相談者の複雑化、複合化した課題解決に当たること、地域コミュニティや社会資源など相談者が地域のつながりを持てるよう、また地域の方や相談支援機関と協力して支援が届いていない方の把握に努め、支援の必要な人に対し適切な支援が届くことを目標としております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員　答弁ありがとうございました。

当該事業における相談支援や参加支援の対象者の事例や数など、具体的な説明を伺います。

それに加えて、令和７年度の事業実施の進捗状況についてお尋ねします。

○田村議長　再質問の答弁者、中野部長。

○中野民生部長　令和４年度からの移行準備事業において、各分野の相談支援機関との連携体制の構築や庁内の体制について検討を進めてまいりました。関係機関と共同で支援していくためには顔の見える関係を築くことが重要と考え、昨年度末には介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の関係機関と庁内関係課で連携会議を行い、今年度につきましても１０月３日に連携会議を開催し事業報告や事業説明、グループワークでのケース検討を行いました。

参加者からは他機関の意見が聞けること、他機関との連携が重要であること、顔の見える関係を築くことにより連携しやすくなるなどの意見があったことから今後も実施してまいります。

支援対象者につきましては１０月末時点で移行準備期間から継続して支援を実施してる相談者は９名、令和７年度の新規相談者は２名となっており、支援に対する重層的支援会議を９回、支援会議は１３回実施し、相談者の課題解決のための支援に当たっております。

また、社会福祉協議会を通じアウトリーチを通じた継続的支援では支援拒否対象者に定期的な訪問を行い生活状況の変化を把握し、必要に応じて関係機関につなぐ役割を、地域づくりでは子どもの居場所づくりのイベント開催、参加支援では一人暮らしの高齢者や日中独居高齢者に対する地域サロンへの参加を呼びかけいきいきサロンの利用促進を図っております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員　地域づくりもこの事業では重要な位置づけとなっております。地域づくりではどのような取組を進めているのか、今後のスケジュールを含めてお尋ねします。

○田村議長　再質問の答弁者、中野部長。

○中野民生部長　地域づくりにつきましては誰もが地域の一員として参加しやすい場づくりに取り組んでいる社会福祉協議会に委託し事業を進めております。少子・高齢化により地域活動の担い手がいない、減少しているといった課題があるため新たな組織をつくるのではなく、まずは既存の組織である地区福祉委員会を活用し地域力を強化するため地区福祉委員への研修を充実させるとともに、各地区の実情に応じた活動を推進し、人と人、人と居場所がつながり支え合う取組が生まれやすい環境を整え、緩やかなつながりによる見守り等のセーフティーネットの充実を図ってまいります。

また、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域の生活課題を把握

し、住民や各種団体と連携しながら地域で支え合う仕組みを皆さんと一緒につくっていく役割を担う生活支援コーディネーターを１名配置しております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　要望をお受けします。

畑議員。

○畑議員　重層的支援体制整備事業の目的で特に重要なことは誰も排除しない地域のつながりづくりだと考えます。例えば、いきいきサロンでは高齢者限定でイベントでしか子どもたちが参加できないというのではなく、ふだんから子どもたちにとっても、地域のどんな人にとっても居場所としての機能を持たせるべきだと考えます。そんな共生の地域づくりを目指して取り組んでいただきたいと要望いたします。

○田村議長　３問目の質問を許可します。

畑議員。

○畑議員　介護保険に対する村としての取組と考え方についてお尋ねします。

介護保険事業は現在、第９期計画に基づいて行われています。その計画の内容、進捗状況に関しどのように評価されているのか伺います。

また、住民アンケートを実施して計画策定に当たられていますが、住民の要望が計画上どのように反映されているのか、またサービスの見込みの計画数値や高齢化の進展にもかかわらずあまり増加が見込まれていませんが、その内容は実態と比較して妥当なものと考えられているのか伺います。

○田村議長　答弁者、中野部長。

○中野民生部長　介護保険制度に対するまず取組と考え方についてご答弁申し上げます。

介護保険事業の進捗状況についてでございますが、第９期計画での認定者数はほぼ計画どおり推移しております。利用者数や受給率は計画上よりも若干下回っております。給付費では、施設サービス費は計画値より下回っておる一方で、在宅サービス費は計画値を上回っており、給付費のトータルではほぼ計画どおりに推移している状況でございます。

在宅サービスは訪問介護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリなどのサービスが計画値より上回っており、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けるためサービスを利用されている傾向にあると考えております。

介護認定の申請では医療機関から介護認定申請を促されるケースが多く、また地域包括支援センターでは地区主催の喫茶や介護予防の自主グループへの訪問を行い相談窓口の周知、相談や困り事の把握に努め、サービスが必要な人に必要なサービスが届くように取り組んでおります。サービス見込みの計画数値と現時点でのサービス実績値を比較します

と、全体の給付費ではおおむね計画値に近いことから妥当なものと考えております。

また、アンケート調査の計画への反映につきましては、主なものとして調査項目の体を動かすことについてでは、外出の回数の減や外出控えが前回調査より増加していることから、地域の通いの場において高齢者が身近な場所での健康づくりへ参加できるよう、社会福祉協議会等の連携の取組に反映しており、また調査項目の助け合いでは身近な地域の割合が低くなっていること、認知症に係る相談窓口の把握についてでは相談窓口について知らない人が多く見られることから、情報発信等の強化の取組に反映しております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員　答弁ありがとうございます。

次期計画ではどういう視点でアンケートを取り、どう反映していくのか、具体的な考えを伺います。

また、介護保険事業の基金はどのように運営をされていくのかについても伺います。

○田村議長　再質問の答弁者、中野部長。

○中野民生部長　第１０期計画では認知症施策推進計画を包含した計画策定の視点と高齢者の適切な在宅生活の継続の視点からアンケートを実施する予定でございます。次期計画は厚生労働大臣が定める基本指針に沿って策定いたしますが、調査結果をもとに高齢者が住み慣れた地域で引き続き健康で安心して暮らせることを第一に策定することを考えております。

また、介護保険事業、介護給付費基準基金の運用につきましては今後の給付実績に応じて基金を活用してまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員　要望といたします。

９期計画においても様々な対応をしていただけるとのことで、その内容に関しては詳しく説明していただきありがとうございました。介護保険の基金は利用者の負担軽減のために使われるものですので、次期計画では介護保険料負担軽減のために使っていただきたいと要望いたします。

○田村議長　４問目の質問を許可します。

畑議員。

○畑議員　新モビリティーバス実証実験の現状と村の今後の対応についてお尋ねします。

新モビリティーバスの実証実験に関し、１０月２５日、朝日新聞において相次ぐ不具合を受け国土交通省が指導に入り自動運転バス実証実験延期との報道がありました。その報道によると、中国製の車両で３割に不具合が出たとのことですが、このような事態に対して村としてはどのように考えているのか伺います。

○田村議長　答弁者、菊井村長。

○菊井村長　現在、大阪府におきましては持続可能な地域公共交通を確保するため、大阪・関西万博で自動運転バスを運行しておりました大阪メトロと共同で新モビリティー導入に向けた実証実験の取組が南河内地域において進められております。当初の予定では万博終了後の１１月から乗客なしの実証実験を約半年間実施した後、令和８年度から３年間で乗客有りの実証実験が行われる予定でございました。

しかしながら、既に報道されておりますとおり、大阪メトロ保有のＥＶバスの車両の販売元に対しまして国土交通省が道路運送車両法に基づく立入検査を実施したことを踏まえ、当該ＥＶバス車両を用いた自動運転実証実験のスケジュールは再検討されている状況でございます。

また、実証運行の運行ルートはあくまでも実証実験のためのルート設定であり、これから３年間以上かけて実証実験の中でより安全な運行を目指すものと認識しております。新聞に掲載されております不具合につきましては、まずは実証実験で走行する自動運転バスの安全性を確保することが最も重要と考えております。そのため、実証実験の開始が遅れることはやむを得ないと認識しております。今後、安全性を確保した上で早期の実証実験開始に向けて大阪府と大阪メトロの動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田村議長　再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員　答弁ありがとうございます。

仮に新モビリティーバスが導入された場合、安全性の保障はどのようになるのか。また、導入された場合、維持管理など財政的負担はどのようになるのかを伺います。

○田村議長　再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長　実証実験の後につきましては、現時点では府内のどこで実走するかも含めて現在、具体的には決まっておりません。今後予定されている実証実験の中で大阪府及び大阪メトロにおいて必要な検討がなされるものと認識をいたしております。

村といたしましては、南河内地域の持続可能な地域公共交通を実現するに当たり自動運転バスは有効なツールの一つと考えるため、実走に向け近隣市町と協議した上で府と調整していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員　新モビリティーバスは持続可能な地域公共交通のためには有効なツールとのことですが、将来的な財政負担等に関してのお答えはありませんでした。現状の技術面から見ても村にとってのメリットは少ないと感じます。村が参加するメリットや意義は何であると考えられているのか伺います。

将来的な財政負担も考えて村としての意見を、大阪府に対しても、村民に対しても示していく必要があると考えます。どのようなお考えなのか、具体的にお尋ねしたいと思います。

○田村議長　再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長　新モビリティーの導入は単に地域の移動手段としてだけでなく、公共交通の運転手不足という全国的な課題への有効な対応策であることや、万博のレガシーが他の地域に先行して本村を含む南河内地域で実証運行されることは観光コンテンツとして非常に期待でき、村の活性化にも寄与するものであることなど、実証実験が行われること自体、村にとってメリットが大きいと考えております。

また、本村の地域公共交通計画におきましても、地域の移動手段の確保策の一つとして新たな公共交通サービスの導入検討を掲げており、その中で新モビリティーである自動運転バスもその一つとして検討することといたしております。

これから３年間以上かけて行う実証実験の中でより安全な運行を目指すものと認識をいたしており、その後の取扱いについては大阪府や大阪メトロ、近隣市町などと引き続き協議、調整を進めていきたいと考えております。その状況につきましては適宜必要に応じて住民の皆さんに情報提供するなど努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　要望をお受けします。

畑議員。

○畑議員　自動運転バスは道路の白線などが消えたり、また道路端の草木、祭りののぼりなどを関知しても走行できなくなると聞いております。つまり、車体のトラブル以外にも技術的な課題は大きく、走らせるための道路整備に膨大な費用を要することも推測できま

す。この３年間の実証実験を繰り返すことでの見通しも不明なままです。

村としては今ではなく技術的に確立されてから導入を検討すればよいのではないでしょうか。今、村として尽力すべきことは地域公共交通空白地域での移動保障です。実証実験への関わり自体、再検討すべきと考え、これを要望といたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田村議長　それでは、ここで休憩といたします。

再開は１３時ちょうどからとさせていただきます。

午後０時０１分　休憩

午後１時００分　再開

○田村議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、第５番目の質問者、尾崎議員、１問目の質問を許可します。

○尾崎議員　議席番号６番、平政会尾崎充宏です。

議長通告に基づき、５問の質問をさせていただきます。

まず、１問目です。過疎地域からの脱却について。

過疎地域持続的発展計画の後期計画が今議会に提出されているが、どのような状況になれば過疎地域ではなくなるのかをお伺いします。

○田村議長　答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長　ご答弁申し上げます。

過疎地域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定められた要件、具体的には財政力指数に基づく財政力要件と人口減少率、高齢者率、若年者率を勘案した人口要件といったものを満たす市町村について国が指定をいたします。

本村は平成２６年に指定されて以来、一貫して全域が過疎地域でございます。令和３年の指定に当たり、適用された要件は平成２年から平成２７年の人口減少率が２１％以上とされているところ、本村では２９．５％の減少となったこと、また平成２９年から令和元年までの財政力指数が０．５１以下とされているところ、本村は０．３０４となったことです。

指数が改善すれば過疎地域として指定されなくなりますが、現行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法では、法律が有効である間は過疎地域を卒業しないよう配慮されており、令和１３年３月末とされている本法律の期限をもって改めて国において法律の対応など判断されるものと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員　ありがとうございます。

過疎地域からの脱却としては現行の法律の時限である令和１３年３月末まではいわゆる卒業はしないとのことだが、今後さらに人口減少や少子・高齢化が予測される中、実質的にはなかなか過疎地域からの脱却は難しいと思います。

それならば、現行制度を最大限有効活用することが賢明であり、そのため本過疎地域持続的発展計画を作成し今後も引き続きしっかりとした過疎対策事業を推進していくことが重要と考える。改めて、本計画策定の意義や必要性をお伺いします。

○田村議長　再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長　今議会に提出をいたしております過疎地域持続的発展計画後期計画（案）は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定められている法定計画でございます。令和８年度から令和１２年度までの計画期間において、前期計画の継承を基本に第５次千早赤阪村総合計画と整合性を図りながら社会情勢に応じた新たな施策を追加するとともに、実績を踏まえた既存施策の見直しを行いました。

本計画は村の持続的発展の指針であるとともに、村の各種施策について過疎対策事業債や国庫補助率のかさ上げといった手厚い財政支援の対象を決める根拠として非常に重要な計画でございます。そのため、５年の計画期間において様々な分野の施策を推進できるよう、広範囲にわたって記述をいたしております。本計画に基づき、毎年度の予算編成において有利な地方財政措置を最大限に活用しながら施策を推進し村の発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員　すいません、要望でお願いします。

過疎地域からの脱却は難しいということが分かりました。そうであれば、過疎債や国庫補助率のかさ上げといった有利な地方財政措置を最大限活用していくことが肝要です。今議会に提出されている過疎地域持続的発展計画はその点に留意して策定いただいているとのことが分かり安心しました。

今後も有利な地方財政措置を活用して過疎対策事業を推進してほしい。具体的にどのようなメリットがあるのか、私どもとしても勉強したいのでよろしくお願いします。特に、村道の整備についても強く要望しておきたいです。過疎地域持続的発展計画にも記載があるのでぜひともお願いします。

以上です。

○田村議長　２問目の質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員　２問目は、村が締結している災害連携協定の状況についてです。

村はこれまで様々な団体との災害発生時における連携及び応援協定を締結していると思うが、村内企業との連携が少ないように感じています。現在の締結の状況と今後の展望をお伺いいたします。

○田村議長　答弁者、池西部長。

○池西総務部長　村が締結している災害連携協定の状況はについてご答弁申し上げます。

災害時の連携協定は災害発生時に必要とする物資の供給や人的支援について、村と企業や団体が自然に役割や協力内容を定めるものであり、平時から協力体制を構築することで災害対応の迅速化と実効性の向上を図ることを目的としており大変重要な要素であります。

令和７年１１月末時点の協定覚書の締結件数は３７件で、大阪府や近隣の市町との連携協定、また複数の企業との応援協定を締結しております。そのうち、村内の団体、企業との締結件数は５件となっており、村外の団体や企業が多くを占めている状況です。

今後も迅速かつ多様な災害支援を確保するため、村内企業とも積極的に災害時の連携協定に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員　答弁ありがとうございます。

多くの企業、団体と協定を提携しているのは村だけでは対応が難しい支援を民間企業等の力で応援していただくのは非常に心強いことではありますが、村内の企業との連携も重要ではないかと思います。村として備蓄できない生活必需品を確保しておく観点から、例えば村内ガソリンスタンドとの連携協定を締結していくことは災害時の対応力強化につながるのではないかと思います。

○田村議長　再質問の答弁者、池西部長。

○池西総務部長　村内の企業は平素から役場と顔の見える関係にあり、村内で大きな災害が発生した場合は復旧のための活動に積極的に協力いただけるものと考えていましたが、議員ご指摘のとおり、村内企業と協定を締結し対応方法を事前に定めておくことは村の災害対応力の向上につながることから、村内企業との連携協定促進は有効と考えています。

特に、災害発生時の初動対応として、防災車両の巡回、緊急消防活動、避難所への物資輸送など、村の初動対応において燃料の確保は重要であり、燃料不足は行政機能の停滞を招き、ひいては村民生活の停滞や困難にもつながりかねません。ガソリンスタンドとの協定について検討してまいります。

○田村議長　再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員　要望でお願いします。

村にはガソリンスタンド以外にも運送業者など様々な応援を期待できる企業があると思われます。村の地理や状況も既に把握していただいていることも大きなアドバンテージと思われるので、積極的に村内企業、団体との災害応援協定の締結を検討していただき、今後も防災力のさらなる向上を図っていっていただきたいと思います。

以上です。

○田村議長　３問目の質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員　３問目は、新モビリティー導入に向けた実証実験についてです。

１１月１日、８日に立て続けに新モビリティーの導入に係るイベントがあったが、現在の府メトロの検討状況と村の取組をお伺いします。

また、村としてどのような効果やメリットがあるのかも一緒にお伺いします。

○田村議長　答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長　ご答弁申し上げます。

現在、大阪府において持続可能な地域公共交通を確保するため、大阪・関西万博で自動運転バスを運行した大阪メトロと共同で新モビリティー導入に向けた実証実験の取組が南河内地域において進められております。当初の予定では万博終了後の１１月から乗客なしの実証実験を半年間実施した後、令和８年度から３年間で乗客ありの実証実験を行われる予定でした。しかしながら、既に報道されているとおり、大阪メトロ保有のＥＶバスの車両の販売元に対し国土交通省が道路運送車両法に基づく立入検査を実施したことを踏まえ、当該ＥＶバス車両を用いた自動運転バス実証実験のスケジュールは再検討されているところでございます。

本村にとっては新モビリティーの導入は単に地域の移動手段の足としてだけではなく、公共交通の運転手不足という全国的な課題への有効な対応策であること、また世界中を魅了した万博のレガシーが他の地域に先行して本村を含む南河内地域で実証運行されることは観光コンテンツとして非常に期待でき村の活性化にも寄与するものであることなど、村

にとってはメリットが大きいと考えており、大阪府とともに積極的な広報などに努めているところでございます。

具体的には、新モビリティーの実現に向けた機運醸成としてイベント時におけるブース出展や広報紙、村ホームページ、村公式ＬＩＮＥなどを通じＰＲするとともに、バス方転地における乗務員休憩所に提供するなど、円滑な実証実験が行われるよう取り組んでおり、今後も引き続き積極的に大阪府と連携協力を図り、本村を含む南河内地域においてぜひとも実現させたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員　答弁ありがとうございます。

当然ながら安全性の確保が重要であると思います。安全走行のためにも、道路をはじめ環境整備も必要と考えますが、どのような整備がなされるのかをお伺いいたします。

○田村議長　再質問の答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長　実証実験の実施に当たっては、運行ルートにおいて視認性、障害物等、交通の流れ、道路構造といったレベル４運行に向けて影響を及ぼす可能性のあるハザードを抽出しその対策を検討されます。

また、運行に必要な環境整備として自動運転バスの安全かつ円滑な運行を図るため、運行ルート上における掲示板の設置などを行い、地域住民、ドライバーなどに対して自動運転を周知、喚起するなど、安全に運行できる環境整備に取り組むこととされております。村としては実証実験での安全走行のため、運行ルートとなる府道富田林五條線などの府道において舗装と除草といった整備がさらに進むものと期待をいたしております。

今後も引き続き大阪府との連携協力のもと、早期の実証実験開始に向け積極的に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員　要望でお願いします。

万博で人気を博した自動運転バスが、他の地域に先行して、この南河内地区でテスト運行されるようですが、単に地域公共交通という意味合い以上に、世間からも注目を集めるコンテンツとして非常にありがたく思っております。

今後とも大阪府等と連携協定のもと、まあ、安全が大事でしょうけども、早い時期の運

行をお願いします。

以上です。

○田村議長　４問目の質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員　村におけるスマート農業についてです。

令和５年度の地域計画策定時に実施したアンケート調査結果では、回答者の約８０%は６０歳以上の方であり、今後の経営の意向では約２５%の方が離農を考えており、また後継者で就農予定があると回答した方は約１５%の結果になっていると思います。

このような状況の中で、村の農業を継続していくには各地で進めるＩＣＴ・ロボット・ドローン・センサー等の最新技術の活用が必要と考えます。しかし、どれも設備投資が必要な大規模農業者向けというイメージがあるのです。国費などを活用して村内の農業に導入できるのかをお伺いいたします。

○田村議長　答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長　村におけるスマート農業についてご答弁申し上げます。

村の農業は高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増大など課題として認識しているところであり、深刻化する担い手不足や高齢化する中、生産水準を維持し安定した供給体制を確立するため農業の効率化などにスマート農業技術が活用され始めております。

議員ご指摘のとおり、スマート農業は農地の集約化など規模が大きいほど効果が発揮できることから大区画化などの基盤整備が必要になるほか、導入コストが高額で自動機械の操作や新たな技術の採用など人材育成も課題となっております。村のような傾斜の強い中山間地域の農業においてもスマート農業技術の開発やモデル地区での実証などが進められております。

また、大阪南農業協同組合でもドローンによる農薬散布などが行われており、今後、大阪南農業協同組合とも連携して村で活用できるスマート農業について検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員　要望でお願いします。

大阪南農協の場合はドローンの対象はカメムシだけで、１ヘクタール以上、飛び地を含まずといろいろな要件がある。村の状況で当てはまる農地はないに等しいかと思います。それならば、大阪認定農業者支援事業なら府で３分の１、条件に当てはまれば村で３分の

１、自己負担が約３分の１、事業として行うなら国のほうでは２分の１サポートの事業もあるかと思います。年に数回、広報紙でお伝えしていただいておりますが、オフシーズンに入っていると思いますのでもっと周知していただくことを要望いたします。

以上です。

○田村議長　第５問目の質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員　５問目は、村制施行７０周年事業についてです。

先の９月定例議会において村制施行７０周年事業について一般質問をさせていただきました。引き続き、ご質問させていただきます。

村内に村制施行６０周年事業で行われた村内各地区の地車曳行の地域住民が主体となった催しの検討をお願いしたところです。また、１０月に行われた秋祭りでは各地区の青年団からが村制施行７０周年事業として地車曳行はできないのかとの要望も聞いております。現在の検討状況についてお伺いいたします。

○田村議長　答弁者、池西部長。

○池西総務部長　村政施行７０周年事業についてご答弁申し上げます。

１０年前に行いました村政施行６０周年記念事業では、村民の皆様とともに６０周年を盛り上げるため村民の皆様が主体的に企画実施する事業に対して村が補助金を交付する形で幅広く村民企画を募集させていただきました。

補助内容といたしましては、主に村内全域の村民を対象とする事業に対しては上限１００万円、主に地域の村民を対象とする事業に対しては上限２０万円を交付する内容でございました。地車曳行はその事業の一つとして地域の皆様が団結し千早赤阪村合併６０周年記念地車曳行実行委員会を立ち上げられ村民企画として実施されたものでございます。７０周年事業において必要となる経費を令和８年度当初予算に盛り込む方向で検討しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員　答弁ありがとうございます。

６０周年事業と同様に村民企画に対する補助制度を検討されているということであるが、ぜひ実施していただけたらと思いますが、村長、いかがでしょうか。村長は今年の秋祭りで森屋地区の一員として参加されておりましたが、私と同様に各地区の青年団から７０周年での地車曳行に関連した話を聞かれたのではないかと思うが、村長のご意見をお伺

いします。
○田村議長　再質問の答弁者、菊井村長。
○菊井村長　今、議員からご指摘ありましたように、私も村制７０周年の記念事業として６０周年と同様に地車の曳行に、実施へ向けた要望を、青年団だけではなく青年団から高齢者の皆様からいただいておるような状況でございます。
　そのような状況の中、１１月２８日には水分、森屋、川野辺、二河原辺、桐山と中津原地区の６名の地区長さん連名によりまして地車曳行記念事業開催と補助金の交付の要望書をいただきました。
　また、地車曳行ではなく多くの村民の皆様からで様々な要望をいただいているのが現状でございます。７０周年ということもありまして、地域の結束をさらに深める村の活性化につながる事業を支援するために必要な経費を、限られた財源を効果的に活用し令和８年度当初予算に盛り込んでまいりますので、議員の皆様におかれましてもご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
　以上でございます。
○田村議長　再質問を許可します。
　尾崎議員。
○尾崎議員　要望でお願いします。
　７０周年事業を実施することに当たり、各地区からの要望を受けて必要な費用を令和８年度予算に盛り込んでいくと力強い答弁をいただきました。
　また、今議会にキャッチフレーズのロゴマークを作成する費用を含む補正予算案が提出されているので、ぜひ住民参加型の仕組みを入れて村全体が盛り上がるように進めていってほしいです。
　以上です。
○田村議長　それでは、ここで暫時休憩とさせていただきます。
　再開時間はまた追ってご報告いたします。

午後１時２７分　休憩

午後１時２８分　再開

○田村議長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
　第６番目の質問者、建石議員、１問目の質問を許可します。
○建石議員　議席番号７番、平政会建石です。
　議長通告に基づき、３問の質問をさせていただきます。
　まず、１問目は、村の活性化に向けた取組についてです。

大阪府議会令和７年９月定例会本会議で、山や農を中心とする千早赤阪村の活性化について大阪府はどう後押ししていくのかとの一般質問がなされ大阪府から積極的な答弁があったようですが、村の活性化に向けた取組の現状についてお伺いいたします。

午前の南本議員の質問、ご答弁と重なる部分があるかと思いますがよろしくお願いいたします。

○田村議長　答弁者、菊井村長。

○菊井村長　人口減少や高齢化が続く中、この地域を活性化させていくことは村政を担う私の使命であり最重要施策であると考えております。村の総合計画では金剛山周辺エリアを自然環境拠点、楠公誕生地周辺エリアを歴史観光拠点と位置づけており、この２拠点を連携させた村の活性化に取り組んでまいります。

具体的には、ちはや園地をはじめとした金剛山周辺の活性化、金剛山に訪れるたくさんの方々に村内を周遊していただく工夫、道の駅「ちはやあかさか」の充実とにぎわいづくり、そして農業振興など、多くの人に訪れたいと思ってもらえる村づくりに取り組んでまいります。

そのような中、大阪府議会９月定例会におきましては地元選出の鈴木府議会議員が一般質問の中で山や農を中心とした千早赤阪村の活性化を取り上げていただきました。答弁としまして、大阪府環境農林水産部長からは、千早赤阪村農と緑の活性化推進協議会を早急に再開し村の意向などを踏まえた上で、金剛山に来る人の回遊ルートや農を生かした楠公誕生地周辺の拠点づくり、南河内フルーツロードによる周辺地域と連携するなど、村全体のにぎわいづくりや農林業振興につながるようしっかりと支援していくという力強い答弁がありました。これにつきましてもひとえに鈴木議員のご尽力のたまものであると深く感謝しているところでございます。

早速、１０月２７日には大阪府と本村で構成する千早赤阪村農と緑の推進会議が開催され、その場におきましてもご出席賜りました鈴木議員から村の活性化に対する支援について非常に力強いお言葉をいただきました。今後も引き続き大阪府と連携を密にしながら本村の活性化に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○田村議長　再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員　ありがとうございました。

村の活性化を検討する場として千早赤阪村農と緑の活性化推進会議が開催され、本格的に大阪府と村において活性化に向けた検討が始動したことは大変喜ばしいことでありま

す。村単独では人的、財政面において限界がある中、大阪府のご支援をいただけることは、鈴木大阪府議会議員のおかげであると思います。

そのような中、千早赤阪村農と緑の活性化推進会議では今後具体的な進め方や今後のスケジュールはどのようになるのかお伺いいたします。よろしくお願いします。

〇田村議長　再質問の答弁者、菊井村長。

〇菊井村長　今後の具体的な進め方や今後のスケジュールについてご答弁申し上げます。

今後、本推進協議会を中心に作業部会でありますワーキング会議を同時開催し、金剛山周辺エリアの活性化及び楠公誕生地周辺エリアにおけるにぎわいづくりと農業振興の具体的な取組を検討し、令和７年度末を目途に（仮称）千早赤阪村活性化ビジョン案を策定してまいります。

鈴木議員の一般質問の中では、世界中を魅了した大阪・関西万博のレガシーとしてミャクミャクを金剛山へ連れていくという提案もありました。これにつきましては吉村知事が府議会で「面白いアイデアだと思う。何ができるか考えたい」と発言されるなど注目されており、私としましても非常に楽しみにしている状況でございます。

令和８年度以降は活性化ビジョン（案）に基づき実現可能な事業を速やかに実施するとともに、中・長期的な取組や計画の進行管理を行ってまいります。

今後も引き続き大阪府と連携を密にするとともに、村議会にも適宜情報提供をしながらご意見をいただき、活性化に向けた取組につきまして私の任期中に形にしてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

〇田村議長　再質問を許可します。

建石議員。

〇建石議員　要望に代えさせていただきます。

農と緑の活性化推進会議が開催され本格的に大阪府と村において検討が進んでいることは大変喜ばしいことであります。ミャクミャクを金剛山に連れてくる構想は非常に明るい話題でぜひ実現していただきたいと思っております。これも一時的ではなく恒久的な施設をつくっていただいてやっていただければ活性化が続くのではないかなと思っております。

また、金剛山、誕生地においてはアクセスに問題があると思っております。また、道路の新設等も含めてご検討をいただきたいなというふうに思います。

村の活性化に向けては、村役場ができるだけ身軽になれることと民間企業の投資を呼び込むことが重要であります。大阪府は宿泊税を財源に市町村向けの補助金を交付していると聞いておりますので可能な限り活用していただきたい。また、村民や関連団体、農林業

者など、地元の理解を得ることも非常に重要であり、村議会と丁寧な意見交換をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○田村議長　２問目の質問を許可します。

建石議員。

○建石議員　２問目は、府道富田林五條線の線形改良についてです。

村立中学校下の府道富田林五條線は急カーブで見通しが悪く幅員も狭いため事故が発生しております。かねてより村から大阪府に対し線形改良を要望し続けていますが、このたび現地測量など事業が進められていると聞いております。この事業は地域住民の安全確保する上で非常に重要であり、文化財のなどの課題もあると聞いております。現在の状況をお伺いいたします。

○田村議長　答弁者、菊井村長。

○菊井村長　議員ご指摘のとおり、府道富田林五條線は村民の生活道路だけではなく金剛登山などに大勢が利用する幹線道路で、特に村立中学校下は通行者の安全確保のため過去から線形改良を要望してまいりました。私も就任当時より最優先すべき課題であると認識し、大阪府のほうへ要望してまいりました。

しかしながら、要望箇所は谷川が千早川までの深い谷になっており、山側は史跡赤阪城址跡に隣接するなどの改良をするには文化財や地形といった大きな課題がありました。

このたび、地元選出の鈴木議員の人命を守るという熱い思いと粘り強いご支援により本事業が開始され、改良区間に埋設されている村下水道管の移設費用につきましても一部負担いただけることになり、改めて感謝申し上げます。

現在、大阪府の状況としましては、今年度は文化庁との事前打合せや用地測量などが進められております。また、この事業に伴い、村は村道中学校前線支線に埋設されている下水道移管のための測量業務を令和７年１２月１２日に入札を予定しております。今後も大阪府と連携しながら事業を推進することで早期改正を目指してまいります。

以上でございます。

○田村議長　再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員　ご答弁ありがとうございます。村も大阪府と連携し事業を進めているということを理解いたしました。

今後の事業スケジュールなど、見通しについてお伺いいたします。

○田村議長　再質問の答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長　現在の状況、事業のスケジュールなどにつきましては、大阪府では用地測量に着手しておりまして、今後は地権者協議及び文化庁との事前協議を行い、来年度中には史跡の現状変更の申請などを進める予定と聞いております。

その推進に合わせ、村では下水道管の移設に必要な測量業務を今年度中に実施いたします。また、来年度は大阪府に一部費用の負担をいただきながら移設設計業務及び工事に着手することで事業の早期完成に結びつけていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長　再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員　要望とさせていただきます。

富田林五條線は村民の生活道路であり、金剛登山のために大勢が利用する重要な道路です。過去から要望してきた線形改良はようやく具体的に進んでおり、村民の安全・安心につながるため非常に喜ばしいことであります。

改良区間に埋設されている村下水道管の移設費用については村が全額負担する予定であったところ、府に一部負担していただけるということで、厳しい財政状況の中で非常にありがたい話だなと思っております。

早期の事業着手とともに、工事が始まった際は村立中学校に隣接することでありますので、通学する生徒への安全配慮は当然ですが、住民や通行される方々の安全について大阪府と連携して安全対策を十分に行っていただき、一日も早い線形改良事業の完成に向けて村も最大限の努力をされるよう強く要望いたします。

また、村内の道路には滑りやすい鉄板があったり舗装が傷んでいるところがありますので、村民の安全・安心のため、引き続き国や府と連携しながら道路管理を適切に行っていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○田村議長　３問目の質問を許可します。

建石議員。

○建石議員　３問目の質問は、学校給食センターの在り方についてです。

南河内２町１村未来協議会において部会をつくって検討を進めているとお聞きしております。広域的な視点から見た村立施設の在り方についてどのような議論がなされているのかお伺いいたします。

○田村議長　答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長　ご答弁申し上げます。

急激な人口変動の中、将来にわたり安定的に住民サービスを提供できるよう、令和５年度から南河内地域２町１村未来協議会を設置し、選択肢の一つとして合併も含めた将来の在り方検討のほか、共同で行財政改革や公民連携、さらに広域連携に取り組んでおります。

協議会に設置者、広域連携部会において地域内での公共施設の最適配置の検討を進めており、学校給食センターについても議論を進めております。具体的には、将来的な施設の集約化など最適配置に向け各町村の学校給食センターの老朽化状況や調理能力などの比較、調理委託業者を統一するための調整、共同利用した場合の費用削減効果などの試算などを行い、今年度においては調理委託の契約期間の満了日を２町１村で統一したところでございます。

以上、答弁といたします。

〇田村議長　再質問を許可します。

建石議員。

〇建石議員　給食センターの耐震性など安全面で懸念点はないのかというような土地、建物の現況について、施設の所管課としての今後に向けたお考えをお伺いいたします。

〇田村議長　再質問の答弁者、森田教育委員会事務局理事。

〇森田教育委員会事務局理事　私のほうからお答え申し上げます。

村立学校給食センターにつきましては平成５年３月に竣工しまして、建物は新耐震基準はクリアをしておりますが、現在建築後３２年が経過しております。土地、敷地につきましては西側の擁壁の沈下につきまして、令和５年２月に調査を実施し崩壊の危険性が指摘されています。建物は杭基礎に支持されていることから直ちに倒壊には至らないと思いますけれども、基礎の安定性が問題となっております。

所管をいたしております教育課では南河内地域２町１村未来協議会における再編、統合等の議論も含め、施設の在り方を検討する必要があると考えております。

以上でございます。

〇田村議長　再質問を許可します。

建石議員。

〇建石議員　給食センターは老朽化が進んでおり底地の地盤も心配であるため検討を急ぐ必要があるかと思います。公共施設の統廃合や共同利用は全国的な課題なので国からの財政支援が得られるのではないでしょうか。村財政の負担が少なくなる工夫をしながら積極的に進めていただきたいと思いますが、村のお考えをお伺いいたします。

〇田村議長　再質問の答弁者、西井副村長。

○西井副村長　学校給食センターにつきましては他市町との共同設置や村単独での建て替えといった建設事業での対応のほかに、調理を委託するなど様々な選択肢がございます。その中で、最適な対応を決めていくために、まずは選択肢それぞれのメリット、デメリットと所要額の整理が必要でございます。整理に当たっては現在の村の学校給食の特色、例えば丁寧なアレルギー対応などについて踏まえたいと考えてございます。

学校給食センターの広域化につきましては調査費等の段階から国から特別交付税措置が得られますので、そういった財政支援の活用も含めまして令和８年度当初予算の編成の中で検討してまいります。

○田村議長　要望をお受けします。

建石議員。

○建石議員　要望です。

公共施設の多くが老朽化しております。既に始まってる急激な人口変動を踏まえた施設の最適配置は喫緊の課題でもあります。

学校給食センターについて、国費を活用した民間委託により広域での最適配置の具体的な選択肢を検討していくとのご答弁で、ぜひこれをよい先例としていただき、その成果をほかの公共施設の検討につなげていっていただきたいと思います。

また、先ほどの選択肢という中で、建て替え、共同設置、委託等いろいろあると思いますが、いずれにいたしましてもアレルギー対応や化学調味料の不使用といった村の特色ある給食の部分をぜひとも残していただきたいなと最後にお願いいたしまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○田村議長　これで一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、散会します。

皆さんお疲れさまでございました。

午後１時５２分　散会

令和７年第４回千早赤阪村議会定例会（第３号）

１．　招集年月日

令和７年１２月１９日

２．　招集の場所

千早赤阪村役場　議事堂

３．　出席議員

１番	田　村　　　陽	５番	畑　　　智恵美
２番	井　上　浩　一	６番	尾　崎　充　宏
３番	中　野　智　子	７番	建　石　和　則
４番	南　本　　　斎		

４．　欠席議員

な　　し

５．　地方自治法第１２１条により、説明のため出席した者の職氏名

村　　長	菊　井　佳　宏	総務部長	池　西　昌　夫
副　村　長	西　井　秀　孝	民生部長	中　野　光　二
教　育　長	大　門　和　喜	産業建設部長	下休場　健　司
地域活性化推進担当部長	日　谷　順　彦	教育委員会事務局理事	森　田　洋　文

６．　職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	柏　原　美　佳	議会事務局主査	土　井　達　也

７．　議事日程

日程第　１	議案第６２号	千早赤阪村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について（委員長報告）
日程第　２	議案第６３号	千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正について（委員長報告）
日程第　３	議案第６４号	令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第６号）（委員長報告）
日程第　４	議案第６５号	令和７年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）（委員長報告）
日程第　５	議案第６６号	令和７年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第２号）（委員長報告）

日程第　６　議案第６７号　令和７年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）（委員長報告）

日程第　７　議案第６８号　千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更について（委員長報告）

日程第　８　議案第６９号　議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について

日程第　９　議案第７０号　千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改正について

日程第１０　議案第７１号　特別職の職員の給与に関する条例の改正について

日程第１１　議案第７２号　一般職の職員の給与に関する条例の改正について

日程第１２　議案第７３号　千早赤阪村任期付村費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の改正について

日程第１３　議案第７４号　令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第７号）

日程第１４　議案第７５号　巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書について

日程第１５　議案第７６号　太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書について

日程第１６　村づくり常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第１７　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前１０時００分　開議

○田村議長　皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

始めに、１２月１６日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

建石議会運営委員長。

○建石議会運営委員長　それでは、１２月１６日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会に上程する議案の審議方法を審査しましたので報告します。

議事日程第３号をご覧ください。

日程第１、議案第６２号から日程第７、議案第６８号まで一括議題とし、村づくり常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に予算常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行ったのち、１議案ごとに討論、採決を行うことに決定しています。

日程第８、議案第６９号から日程第１５、議案第７６号までは、本会議において審議していただくことに決定しています。

日程第１６、村づくり常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件、日程第１７、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件の採決を行います。

以上です。

○田村議長　ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長　日程第１、議案第６２号千早赤阪村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてから日程第７、議案第６８号千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの７件を一括議題とします。

各議案は１２月４日の本会議において各常任委員会に付託していましたので、その結果を順次報告願います。

村づくり常任委員長の報告を求めます。

尾崎議員。

○尾崎村づくり常任委員長　それでは、村づくり常任委員会の報告をします。

去る１２月４日の本会議において付託を受けました議案３件の審査を行うため、１２月１０日、１１日の２日間にわたって菊井村長ほか、関係職員の出席を求め、委員７名出席のもとに開催しました。

議案第６２号千早赤阪村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

制定についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第６３号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第６８号千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会記録をご覧いただきたいと思います。

以上、委員長報告を終わります。

〇田村議長　これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇田村議長　質疑がないようですので、質疑を終結します。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

南本予算常任委員長。

〇南本予算常任委員長　それでは、予算常任委員会のご報告をいたします。

１２月４日の本会議において付託を受けました議案４件の審査を行うため、１２月１０日、菊井村長ほか、関係職員の出席を求め、委員７名出席のもと、開催いたしました。

まず、議案第６４号令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第６号）の審査結果をご報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑の終結をしたのち、採決をいたしました。採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第６５号令和７年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しまし

た。

続いて、議案第６６号令和７年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第２号）の審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第６７号令和７年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細内容につきましては、後日、委員会記録をご覧いただければと存じます。

委員長報告は以上です。

〇田村議長　これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇田村議長　質疑ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第６２号千早赤阪村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

〇田村議長　これにて討論を終結します。

これより議案第６２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇田村議長　異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６３号千早赤阪村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　これにて討論を終結します。

　これより議案第６３号を採決します。

　お諮りします。

　本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

　次に、議案第６４号令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第６号）に対する討論に入ります。

　討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　これにて討論を終結します。

　これより議案第６４号を採決します。

　お諮りします。

　本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

　次に、議案第６５号令和７年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）に対する討論に入ります。

　討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　これにて討論を終結します。

　これより議案第６５号を採決します。

　お諮りします。

　本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

　次に、議案第６６号令和７年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第２号）に対する討論に入ります。

　討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　これにて討論を終結します。

　これより議案第６６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６７号令和７年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　これにて討論を終結します。

これより議案第６７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６８号千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論あり」の声あり）

○田村議長　討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

畑議員。

○畑議員　議案第６８号千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更について申し上げます。

過疎計画は、過疎債という借金、いわゆる借金を使うために策定が求められる計画です。一般の地方債は５割が国の補填であり、５割は村が返済しなければなりませんが、過疎債では７割が国から補填され、村の借金となるのは３割と少なく、村の財政状況を考えると事業を行う上で条件のよい公債と言えますので、本計画に賛成いたします。

過疎計画に記載されている事業でないと過疎債を利用できないため、過疎計画が村の５次総合計画、令和４年から１１年と重なり、広範囲に及んでいることも理解できます。しかし、この計画で設定されているＫＰＩと言われる目標値の多くに、現状とは、ずれてし

まっている第５次総合計画の目標値がそのままスライドされているなど課題があると考えます。計画内容を見た住民の方から質問されても納得のいく説明ができません。

今後、毎年ＰＤＣＡサイクルに従って計画進捗を管理されていかれると思いますので、計画での想定の目標値に関しても実態に沿った数値として取り組まれるよう要望して、賛成討論といたします。

○田村議長　ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　それでは、これより議案第６８号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第６８号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成６名　反対０名）

○田村議長　採決の結果、賛成６人、反対０人です。よって、本案は原案のとおり可決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長　日程第８、議案第６９号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてから日程第１１、議案第７２号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてまでの４件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長　議案第６９号から議案第７２号は、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部改正、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び一般職員の給与に関する条例の一部改正について相関連しますので、一括提案するものでございます。

本議案は、令和７年人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改正されたことに伴い、議会の議員及び特別職の職員の期末手当、一般職員の職員の給与や期末手当、勤勉手当並びに会計年度職員の報酬等を改正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○田村議長　説明者。

池西総務部長。

○池西総務部長　それでは、議案第６９号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について、議案第７０号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する

条例の改正について、議案第７１号特別職の職員の給与に関する条例の改正について、議案第７２号一般職の職員の給与に関する条例の改正についての４議案につきまして相関連いたしますので、一括してご説明いたします。

今回の改正につきましては、人事院から職員給料の改正に関する勧告があり、国におきましても勧告に基づいて一般職の職員の給料に関する法律の改正が可決され、本村においても国の改正に準じ職員給料等の改正を行うものでございます。

まず、お配りしております令和７年度人事院勧告に伴う給料改正の概要についてご説明いたします。

資料をご覧ください。

１、給料の改正でございますが、人事院勧告における報告では民間給料との格差は１万５，０１４円、３．６％となっております。行政職給料表について採用市場での競争力向上のため初任給を大幅に引き上げます。参考に、村の大学卒業程度の初任給は２３万7，６００円となり、引上げ幅はプラス１万2，０００円、５．３％となります。また、全ての職員を対象に給料表の引上げ改定を行います。改定率は１級で５．２％、２級で４．２％、全体では３．３％となります。

２、期末手当、勤勉手当の改正でございますが、民間の支給状況に見合うよう引上げ改定を行います。支給月数は年間４．６０月分から４．６５月分に０．０５月分の引上げ改定となります。

参考といたしまして条例の改正内容を表にまとめております。

１ページをご覧ください。

３、自動車等使用に対する通勤手当の改正です。１０キロ以上の区分について、民間の支給状況等を踏まえ、２００円から７，１００円までの幅で引上げを行います。

４、宿日直手当の改正です。国家公務員の引上げに合わせ、４，７００円に改正を行います。

次に、議案の説明を行います。

議案第６９号議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の改正についてご説明いたします。

１ページ、第１条関係をご覧ください。

令和７年度改正です。

第５条第２項でございますが、期末手当の１２月分の支給月数を１００分の２３５とするものでございます。

次に、第２条関係でございますが、令和８年度以降の改正です。

第５条第２項でございますが、期末手当６月分と１２月分の支給月数をそれぞれ１００分の２３２．５とするものでございます。

２ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第２条の規定につきましては令和８年４月１日から施行するものでございます。

なお、１条の規定につきまして、令和７年１２月１日から適用するものでございます。

次に、議案第７０号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改正についてでございます。

１ページをご覧ください。

人事院勧告に基づき会計年度任用職員の報酬基準表を改正するものでございます。

６ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用するものでございます。

次に、議案第７１号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてでございますが、議案第６９号の議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正と全く同様の改正でございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、議案第７２号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてでございますが、１ページ、第１条関係をご覧ください。

第３条の２は、人事院勧告に基づき特定任期付職員の給料表を改正するものでございます。

第３条の３は、任期付職員の給料表で人事院勧告を鑑み改正するものでございます。

第１７条は、通勤手当でございます。

２ページをご覧ください。

第２項の表のうち、自動車等使用距離１０キロ以上の区分について引上げを行います。

３ページをご覧ください。

第２４条宿日直手当について、限度額を４，７００円に引き上げます。

第２５条第２項は、期末手当の１２月分の支給月数を１００分の１２７．５に改正するものでございます。

同条第３項は、前項に引き続き、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の１２月支給月数を１００分の７２．５に改正するものでございます。

４ページをご覧ください。

第２６条２項第１号は、勤勉手当の１２月の支給月数を１００分の１０７．５に改正す

るものでございます。
同項第２号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の１２月の支給月数を１００分の５２．５とするものでございます。
次に、別表第１は、行政職給料表の改正を行うものでございます。
１４ページ、第２条関係をご覧ください。
令和８年度以降の改正になります。
第２５条は、期末手当です。
第２項は、６月及び１２月の支給を１００分の１２６．２５に改正するものです。
同条第３項は、定年前再任用短時間勤務職員の６月及び１２月の期末手当の支給月数をそれぞれ１００分の７１．２５に改正するものでございます。
第２６条は、勤勉手当です。
１５ページをご覧ください。
第２項第１号は、６月及び１２月の支給月数をそれぞれ１００分の１０６．２５に改正するものでございます。
同項第２号は、定年前再任用短時間勤務職員の６月及び１２月の勤勉手当の支給月数をそれぞれ１００分の５１．２５に改正するものでございます。
附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第２条の規定につきましては令和８年４月１日から施行するものでございます。
なお、第１条の規定による改正の条例第３条の２、第３条の３、第１７条の２項、第２４条及び別表１の規定につきましては令和７年４月１日から適用し、第２５条第２項、第３項及び第２６条第２項の規定につきましては令和７年１２月１日から施行するものでございます。
以上、説明とさせていただきます。
○田村議長　これより本案に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
畑議員。
○畑議員　ご説明ありがとうございます。
一つお伺いしたいのは、労働組合に当たる千早赤阪村職員組合があると思いますが、その組合とどのような話合いをされたのか。そして、そこで組合側からはどのような要望を出されたかについてお尋ねいたします。
○田村議長　池西部長。
○池西総務部長　組合とは事前に交渉を行っております。組合との交渉内容につきまして

は、人事院勧告について適正に行っていただきたい、それと差額支給については年内に支給するよう要望でございました。それにつきまして人事のほうとお話しさせていただきまして、了解はいたしております。

以上です。

○田村議長　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長　質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第６９号から議案第７２号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、議案第６９号から議案第７２号は委員会付託を省略します。

これより議案第６９号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　これにて討論を終結します。

これより議案第６９号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７０号千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　これにて討論を終結します。

これより議案第７０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７１号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　これにて討論を終結します。

これより議案第７１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７２号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　これにて討論を終結します。

これより議案第７２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長　日程第１２、議案第７３号千早赤阪村任期付村費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長　議案第７３号は、千早赤阪村任期付村費負担教職員の給与等の特例に関する条例の改正についてでございます。

本議案は、令和７年人事院勧告及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正に伴い、村費で任用する教職員の勤務条件について府費負担教職員と同水準を維持し、優れた教職員人材を確保するため、任期付村費負担教育職員の各種手当の支給について改正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○田村議長　説明者。

池西総務部長。

○池西総務部長　議案第７３号千早赤阪村任期付村費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、村費で教職員を任用するに当たり、令和７年人事院勧告及び職員の処遇の改善を図ることを目的とした公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正を踏まえ、府費負担教職員と同等の勤務条件を確保することに伴う改正でございます。

新旧対照表をご覧ください。

第３条は、教職調整額でございます。指導改善研修被認定者について対象から除外するとともに、率を１００分の１０に改正いたします。

第５条は、義務教育等教員特別手当でございます。月額を８，０００円から８，６００円に改正します。

第６条は、宿日直手当の特例でございます。６，７００円を６，９００円に改正します。

２ページをご覧ください。

別表第３は、教員特殊勤務手当の表です。週休日等の７時間４５分以上の区分を４時間以上とし、原則８，０００円といたします。週休日等以外の６時間以上の区分は８，０００円または７，５００円といたします。また、週休日等の５時間以上から７時間４５分未満の区分は削除いたします。

３ページをご覧ください。

附則です。

第１項として、この条例は令和８年１月１日から施行します。

第２項は、第３条第１項の教職調整額の経過措置でございます。改正条例の施行日の前日までに指導改善被認定者となり、改善認定されない者は不支給の対象外となります。

第３項は、教職調整額の特例でございます。令和８年から令和１２年までは１年ごとに１％引き上げます。

以上、説明といたします。

○田村議長　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

南本議員。

○南本議員　説明ありがとうございます。

教育部局にお尋ねしますけど、この議案第７３号に該当する村費で教職員を任用されてる人数を教えていただきたいんですが。

○田村議長　森田理事。

○森田教育委員会事務局理事　村費の教職員でございますけれども、現在０人でございます。

以上です。

○田村議長　南本議員。

○南本議員　ありがとうございます。

ちょっとこの議題からすれるんですけど、もしよろしければ小学校の生徒さんと中学校の生徒さんを足した合計、もし分かるんであれば少し教えていただいてもいいですか。

○田村議長　森田理事。

○森田教育委員会事務局理事　まず、小学校でございますけど、赤阪小学校が６０名、千早小吹台小学校７７名、合計１３７名。中学校９０名でございます。

以上です。

○田村議長　南本議員。

○南本議員　ありがとうございました。

○田村議長　ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長　質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第７３号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、議案第７３号は委員会付託を省略します。

これより議案第７３号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　これにて討論を終結します。

これより議案第７３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長　日程第１３、議案第７４号令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第７号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長　議案第７４号は、令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第７号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ３，３６７万５，０００円を追加いたしまして、予算総額４７億１，５９３万円とするものでございます。

主な内容でございますが、人事院勧告に伴う職員人件費の増額や物価高対応子育て応援手当支給事業に係る経費の増額でございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○田村議長　説明者。

池西総務部長。

○池西総務部長　それでは、議案第７４号令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第７号）についてご説明いたします。

１０ページをご覧ください。

歳出でございますが、議会運営事務費並びに各科目の特別職給料、職員人件費、会計年度任用職員人件費の補正につきましては、人事院勧告による増額でございます。

次に、１２ページをご覧ください。

物価高対応子育て応援手当支給事業費は、物価高対応子育て応援手当支給事業に係る経費の増額でございます。

次に、８ページをご覧ください。

歳入でございます。

民生費国庫補助金、物価高対応子育て応援手当支給事業に係る補助金でございます。

繰入金は、今回の補正に係る費用の増額により、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田村議長　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

井上議員。

○井上議員　予算書の１３ページにあります物価高対応の子育て応援手当支給事業についてなんですけど、全員協議会でもお話なかったんでお聞きしますけど、給付の対象について、年齢とか、あと対象人数、あと所得制限等はあるんでしょうか、お願いします。

○田村議長　中野民生部長。

○中野民生部長　今回の対象者でございますが、令和７年９月に児童手当を支給しました支給対象児童が対象となってございます。それと、１０月１日から３月３１日までに出生した児童が対象でございます。今回の対象者としましては、児童手当とあと公務員の方も対象になりますので、総額で約４６０名を対象と見込んでございます。

以上でございます。

○田村議長　井上議員。

○井上議員　ありがとうございました。

今年齢が抜けたんじゃないかな。抜けなかったですか。

○田村議長　中野部長。

○中野民生部長　年齢につきましては、１８歳までの児童となってございます。

○田村議長　井上議員。

○井上議員　ありがとうございました。

あと、給付方法についてなんですけど、それは通知をされて給付されるのか、またいつ頃どのように給付されるのか、お尋ねします。

○田村議長　中野部長。

○中野民生部長　給付につきましては、まず児童手当を支給してる方についてはプッシュ型で行いますが、まず案内を行いまして、当然受給の拒否というのもございますので、その拒否がもしあればその方は抜いてプッシュ型で行います。

それとあと、公務員の方につきましては村のほうで把握をできておりませんので、申請していただいて、申請後に給付するということになってございます。

以上でございます。

○田村議長　井上議員。

○井上議員　ありがとうございました。一部の方は申請が必要やということですね。

あと、誤って給付されるおそれがあるかも分からへんので、その辺の防止策っていうのは考えておられるでしょうか。

○田村議長　中野部長。

○中野民生部長　まず、今回のシステム改修を行いまして対象者のほうを抽出いたしますので、それにつきましてはそのシステムの中でそういったことがないように、今回改正を行うということでございます。

○田村議長　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長　質疑ないようですので、これにて質疑を終結します。

　お諮りします。

　議案第７４号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、議案第７４号は委員会付託を省略します。

　これより議案第７４号に対する討論に入ります。

　討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　これにて討論を終結します。

　これより議案第７４号を採決します。

　お諮りします。

　本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長　日程第１４、議案第７５号巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書についてを議題とします。

　提案者の説明を求めます。

　井上議員。

○井上議員　議案第７５号巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書について、千早赤阪村議会会議規則第１４条の規定により提出します。

　令和７年１２月１９日提出。千早赤阪村議会議長田村　陽様。提出者、千早赤阪村議会議員井上　浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員中野　智子、千早赤阪村議会議員南本斎、千早赤阪村議会議員畑　智恵美、千早赤阪村議会議員尾崎　充宏、千早赤阪村議会議員建石　和則。

内容を読ませていただいて、提案理由にさせていただきます。

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書。

近年、我が国では地震、台風、豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命、生活、経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に、今後発生が懸念される東海南海トラフ地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、政府は防災庁の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めているが、実際の災害対応においては、地方自治体、地域住民、民間団体、ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって、政府におかれては、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について速やかに対応されるよう強く要望する。

１つ、東海南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員、物資、情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。

１つ、各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療、福祉、インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備、確認すること。

１つ、新設される防災庁においては、中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化、迅速化を実現するための機能を強化すること。

１つ、国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的、財政的支援を適切に講ずること。

以上、地方自治法第９９条に基づき意見書を提出する。

令和７年１２月１９日、大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上でございます。

○田村議長　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長　質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第７５号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、議案第７５号は委員会付託を省略します。

これより議案第７５号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　これにて討論を終結します。

これより議案第７５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長　日程第１５、議案第７６号太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員　議案第７６号太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書について、千早赤阪村議会会議規則第１４条の規定により提出をいたします。

令和７年１２月１９日提出。千早赤阪村議会議長田村　陽様。提出者、千早赤阪村議会議員井上　浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員中野　智子、千早赤阪村議会議員南本斎、千早赤阪村議会議員畑　智恵美、千早赤阪村議会議員尾崎　充宏、千早赤阪村議会議員建石　和則。

内容を読ませていただいて、提案理由にさせていただきます。

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書。

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及している。特に固定価格買取制度の導入以降、多くの設備が設置され、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与してきた。

しかしながら、制度開始から１３年が経過する中で、設置当初の太陽光パネルが寿命を迎え、大量のリユース、リサイクル、廃棄の問題が顕在化しつつある。不法投棄や不適切な処理への懸念も生じており、環境負荷の低減と資源循環の確保が急務である。

再生可能エネルギーの推進と循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であるとともに、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠である。

国においては、太陽光発電設備の廃棄、リサイクルに関する制度整備や支援を強化し、地方自治体が適正な処理と資源循環を推進できる体制を構築することを強く求める。

１つ、太陽光パネルのリサイクル技術及びシステムの推進。廃棄される太陽光パネルから有用な資源（シリコン、銀、ガラス等）を回収、再利用するため、国として研究開発支援及びリサイクル施設の整備促進を図ること。

１つ、太陽光パネル廃棄物の適正処理体制の強化。廃棄時における発電事業者や施工業者の責任を明確化し、適切な処理ルートの確保、不法投棄防止策、処理業者の認定制度の充実を進めること。

１つ、地方自治体への支援拡充。地方自治体が廃棄物処理やリサイクル推進の現場で重要な役割を担うことから、必要な財政的支援、人員配置、技術的助言など、国による包括的な支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第９９条に基づき意見書を提出する。

令和７年１２月１９日、大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上でございます。

○田村議長　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長　質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第７６号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、議案第７６号は委員会付託を省略します。

これより議案第７６号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　これにて討論を終結します。

これより議案第７６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○田村議長　日程第１６、村づくり常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題としま

す。

尾崎村づくり常任委員長から会議規則第７５条の規定に基づき、閉会中に所管事務の調査をしたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○田村議長　日程第１７、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

建石議会運営委員長から会議規則第７５条の規定に基づき、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項を閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

ここで菊井村長より挨拶の発言を求められておりますので、これを許可します。

菊井村長。

○菊井村長　令和７年第４回千早赤阪村議会の閉会に際しまして、田村議長のお許しをいただき、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、条例案や補正予算案などの議案につきまして慎重なるご審議を賜り、全て滞りなく全会一致でご可決をいただき、誠にありがとうございました。

また、議案書などにつきましては不備があり、ご迷惑をおかけしましたことを改めておわび申し上げます。

本定例会を通じまして賜りましたご意見、ご提言につきましては、その趣旨を十分に踏まえ、今後の村政運営に反映してまいりたいと存じます。

さて、１２月５日には金剛山で初冠雪が観測され、本格的な冬が到来しております。役場内では現在、令和８年度当初予算案の編成作業を進めており、限られた財源を効率的かつ効果的に活用できるよう、全職員が日々奮闘しております。

そして、国からの重点支援地方交付金の本村への配分額は１億１８２万３，０００円と

通知されており、できる限り早く事業に取り組めるよう早急に予算案をまとめてまいります。

議員各位におかれましては、今後とも村政運営に格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、寒さが厳しい折、くれぐれもご自愛され、健やかに新年をお迎えくださるようお祈り申し上げまして、定例会閉会のご挨拶とさせていただきます。本年、本当にいろいろとありがとうございました。

○田村議長　どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和７年第４回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

皆さんお疲れさまでございました。

午前１０時５８分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議　　長　　田村　　　陽

議　　員　　井上　　浩一

議　　員　　中野　　智子